

1 議事日程（3日目）

[平成22年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成22年9月10日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	長谷川 公成 (3)	1. 市内の公園管理について (1) 駐車場が少なく、利用者から不満の声が出ている。その対応について伺う。 (2) 芝生の管理について
2	安部 陽 (14)	1. 大宰府政庁復元について (1) 奈良、平安、隋、唐文化のフェスティバルや中国物産展等の開催について (2) 政庁跡の環境整備について 2. 民生委員制度について (1) 高齢者等の把握方法について (2) 民生委員の現況について (3) 今後の指導、施策等について 3. 高齢者対策について (1) 医療費削減の方策について (2) 地域ぐるみの健康づくり方策について (3) 市民農園のあり方について
3	中林 宗樹 (8)	1. 高齢者の所在不明問題と地域福祉について 高齢者の所在不明が各地で続々と明らかになっている。厚生労働省では、「高齢者所在不明・孤立化防止対策チーム」を発足しているが、本市の取り組みについて伺う。 2. 高雄地区のまちづくりについて 第五次総合計画の素案によると、第四次総合計画に載っていた高雄地区の市街化調整区域の土地区画整理事業が削除されているようである。 この調整区域を含め、どのようなまちづくりを考えているのか伺う。
4	藤井 雅之 (2)	1. 国民健康保険税について (1) 平成23年度の国民健康保険事業特別会計の予算編成につい

		て (2) 広域化への対応について
5	武藤哲志 (19)	<p>1. 生活保護行政の充実、一般財源負担軽減対策の実施について</p> <p>平成21年度決算の生活保護関係収支は、8億8,900万円以上となっており、今年度9億6,600万円を超える状況である。特に扶助費については、9億円を超えている。その結果、一般財源の繰り入れが約2億円を超える状況になっており、対策を講じる必要がある。</p> <p>今後、リストラ、低賃金雇用不安、高齢化などにより、生活保護申請の増加傾向が予想される。働きたいという希望があっても、仕事がない状況の中、福祉事務所では就労指導を行うが、現実には仕事の確保は困難であり、事業予算の配分方法を検討する必要がある。</p> <p>緊急雇用の調整交付金の活用、公園管理の軽作業、シルバー人材センター指導のもとに作業従事、昨年度実施されたリサイクルボックス分別事業、教育委員会、建設経済部の予算執行で、事業者に対し生活保護受給者の短期雇用を要請することで、その支払額により労務報酬の上積み、社会復帰の条件である生活指導にもつながり、一般財源の負担軽減にも結びつくと考え、行政の執行状況を改め、実施されたい。</p> <p>2. 文部科学省は、来年度から公立小中学校の児童生徒数の学級編制の見直しを決定した。教育委員会の対応について何う。</p> <p>今回の改正については、40人学級が決定されてから30年ぶりの改正である。</p> <p>今日まで保護者を初め、議会の中でも多くの方々が、質問や要望、請願など議論を行ってきた。文部科学省は、来年度から小学校2年生までは35人学級とし、中学校は2014年から35人学級とする計画案を決定した。</p> <p>一方では、教育委員会の独自の基準で、学級編制が行える制度の改正も盛り込まれているので、市内の小中学校の学級編制については、平成23年度の小中学校の児童生徒数について、学年別に1学級の編制基準を30人として、相当の教諭の配置をしていただきたい。</p>
6	原田久美子 (1)	<p>1. 浸水対策について</p> <p>(1) 下水道や川の容量を超えて浸水している道路冠水危険箇所の現状について</p> <p>(2) 浸水被害の今後の対策について</p> <p>2. 公共施設の利用について</p> <p>(1) 市内者料金と市外者料金の設定について</p> <p>① 施設使用料金と照明料金を別々に徴収している理由</p>

		② 照明料金が、市外者は市内者の2倍になっている理由 ③ いきいき情報センターのトレーニングルームの利用状況と今後の利用について
--	--	---

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	7番	橋本健	議員
8番	中林宗樹	議員	9番	門田直樹	議員
10番	小柳道枝	議員	11番	安部啓治	議員
12番	大田勝義	議員	13番	清水章一	議員
14番	安部陽	議員	15番	佐伯修	議員
16番	村山弘行	議員	17番	田川武茂	議員
18番	福廣和美	議員	19番	武藤哲志	議員
20番	不老光幸	議員			

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	木村甚治
協働のまち 推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	和田有司
健康福祉部長	和田敏信	建設経済部長	齋藤廣之
会計管理者併 上下水道部長	宮原勝美	教育部長	山田純裕
総務課長	大藪勝一	経営企画課長	今泉憲治
市民課長	原野敏彦	納税課長	高柳光
福祉課長	宮原仁	高齢者支援課長	古野洋敏
保健センター所長	中島俊二	国保年金課長	坂口進
都市整備課長	神原稔	上下水道課長	松本芳生
施設課長	大江田洋	教務課長	木村裕子
学校教育課長	小嶋禎二	生涯学習課長	古川芳文
文化財課長	井上均	監査委員事務局長	関啓子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田中利雄	議事課長	櫻井三郎
書記	浅井武	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、12人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日10日6人、13日6人の割り振りで行います。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました市内公園の管理についてお伺いいたします。

現在、本市内には約130カ所の公園があり、行政、自治会、地域住民の協力のもと維持管理を行っていることは、言うまでもなく承知されている事実です。そんな中で、これは自治会を初め地域住民ではどうしようもない事柄がありますので、市民の声を聞いていただき、お願いするものであります。

最初に、地区公園における駐車場の状況を聞いていただきたいと思います。

先月22日に第29回目となる太宰府市市民ソフトボール大会が、猛暑の中、盛大に開催されました。この猛暑の中、私が知る限り1名の軽い熱中症患者が出ただけで大きな事故もなく、無事に終えることができました。これは、市民の皆さんの自己管理や熱中症対策がうまくできたからだと思えます。

さて、本題に移りますが、この大会の開会式が梅林アスレチックスポーツ公園で行われたのですが、余りにも駐車場が少なく、車は路上駐車だけで、もし開会式最中に緊急を要することが起きた場合、果たして緊急車両がすんなり通れたか、私は疑問に思えます。

次に、歴史スポーツ公園ですが、毎週のように少年ソフトボールチームのリーグ戦や大会等が行われ、テニスコートでは楽しくプレーする声が聞かれます。公園が盛んに使われるということは、市民がスポーツを楽しみ、自分の健康管理ができ、人と人とのコミュニケーションがとれ、非常にすばらしいことだと感じます。しかし、人が増えれば車の数が増え、こちらも梅

林アスレチックスポーツ公園同様、駐車場不足が悩みの種になっております。

路上駐車が増えれば、近隣住民とのトラブルが発生し、せっかくスポーツを楽しんでも最後は不愉快な思いをして家路につかなければなりません。今後、この駐車場問題において市民の皆さんが安全に安心して公園利用ができ、このような事故またはトラブルが起きないように市として考える必要があると思われませんが、見解を伺います。

2つ目に、芝生の管理ですが、現在の梅林アスレチックスポーツ公園の芝生は伸び放題で、きれいに芝を刈り、きちんと管理すればきれいな芝生公園となり、市民がもっと利用しやすくなると思いますが、今後どのように管理されていくのか見解を伺います。

以上、1項目2点について伺います。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

市内の公園管理についてご回答を申し上げたいと思います。

都市公園法施行令に基づきまして設置いたしております市内の公園は、すべて徒歩圏内に位置しておりますけれども、近隣公園と地区公園におきましては地形的な理由などから駐車場を設置をしておるところでございます。

質問の詳細につきましては、担当部長より回答をさせたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 1項目めの公園の駐車場につきましてご回答を申し上げます。

市内の公園において駐車場を設置しておりますのは、近隣公園と地区公園合わせて5カ所でございます。近隣公園は、主として近隣に居住する方の利用に供することを目的として、誘致距離の標準を500mとして、また地区公園は主として徒歩圏域内の利用者における誘致距離の標準を1kmとしております。このようなことから、公園利用者と駐車場における駐車台数を算出しておるところでございます。

ご提言の梅林アスレチックスポーツ公園の駐車場は48台、歴史スポーツ公園の駐車場は41台ございますが、これらの駐車場はスポーツ大会参加者だけではなく、一般の公園利用者も使用されるため、大会開催等には対応できておりません。そのため、駐車車両につきましては、別の場所に駐車場を確保していただくとか、相乗りで参加していただくなど、主催される団体の運営管理にゆだねているのが実情でございます。

次に、2項目めの芝生の管理についてであります。市内の公園で芝生があるのは近隣公園と地区公園、合わせて4カ所でございます。芝生の刈り込みについて、近隣公園においては年2回行い、梅林アスレチック公園では公園を利用されている団体の方々に合わせて随時刈り込みをしていただいているような状況でございます。

今後、多目的広場の芝刈り等の維持管理につきまして適切に行い、市民の方が利用しやすい

公園を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

それでは、駐車場の件から再質問させていただきます。

梅林アスレチックスポーツ公園に関しましては、事故が起こらないようにですね、梅林アスレチックスポーツ公園、歴史スポーツ公園もそうなんですが、今後できれば拡張をですね、視野に入れていただきまして、市民がいつ行っても駐車場が広く、使いやすいと思っただけのような公園整備を行っていただきたいと思います。

歴史スポーツ公園なんですが、先ほど少年ソフトボールの件、私、壇上で申し上げましたけれども、二、三年ぐらい前にはですね、この公園の近くにありますが広場をですね、駐車場として利用していたことがあるんですね。当初、だれでも気軽に駐車できて評判はよかったですね、あるとき車上荒らしに遭うという事件が起こったりですね、そういうことがありまして、少年ソフトボールの保護者たちで当番を決めて警備を行っていました。が、やっぱり自分の子供たちが出る試合を見たいというそういうふうな保護者の意見もありまして、結局は警備を行っていたんですがなくなってしまったと。しかも、その広場ももう使わなくなったということですね、なくなってしまいました、それは。それで、現在歴史スポーツ公園で行っているのは、ちょっと今形が違うんですけど、こういうふうなものをですね、チーム名を書いて、保護者、これは各チームに配られるんですけど、チームの子供たちの人数で割り当てがありまして、例えばこの南ニューフレンズというチームがあるんですけど、このチームは例えば子供の数が今16人なんで5台とかですね、そういうふうに決められて保護者のほうで努力をし合って運営している状況です。ですので、定期団体の利用者がこれほどやはり努力して、なるべく近隣の方に迷惑をかけないようにしようとしています。しかしやっぱりそれでも駐車場が足りないわけですね。やはり市の持ち物ですから、この拡張工事を含めた努力がですね、私は必要だと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 大きな大会等、市民スポーツ団体のさまざまな駐車場の利用のですね、方法を検討いただきながら使用していただいて本当にありがとうございます。特に歴史スポーツ公園につきましては、体育施設の利用者だけでも年間4万4,000人という利用を多くいただいております関係もございまして、大きな大会につきましてはわんぱく広場をですね、臨時的に開放して利用いただいておりますという状況もございます。そういった状況もございますので、現在、駐車場の北方の広場といいますか、用地を拡張できないかということで現在検討させていただいております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。

次にお尋ねしたいのは、毎年太宰府天満宮に行かれる方が大みそかから正月三が日にですね、大渋滞を引き起こすんですが、道路ですね、例えば梅林アスレチックスポーツ公園や通古賀の近隣公園ですね、あそこをですね、ちょっと開放していただいて、そこを駐車場利用していただいて、それから歩いて太宰府天満宮のほうに参拝に行くとかですね、そういうふうなこともちょっと市として考えていただきたいなと私は思うんですよ。元気で健康な方ならですね、例えば通古賀の近隣公園にとめて、それから大宰府政庁からずっと天満宮のほうに歩いていけば、ひょっとしたら太宰府天満宮の近くにある駐車場にとめるよりも歩いていけば早いかなと思ったりするわけですが、今後そのようなことを前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 観光客の方、年末年始特にですね、多く来ていただいております。道路が渋滞、大渋滞ということで、梅林アスレチックスポーツ公園につきましては、この臨時駐車場という部分で現在庁内ですね、どういう方法がいいのか検討を具体的に進めておるところでございます。この近隣公園につきましては、一方通行の関係とかございまして、今後研究はしていかなくちやいけないと思っておりますが、梅林については具体的に進める方向でですね、庁内で検討しておるという状況でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。やはり、健康な方であれば、坂道を下って天満宮に行けるぐらいの距離ですので、私はぜひ前向きに検討していただいて、早急に開放していただく形をとっていただければなと思います。

それではですね、先ほどの公園の芝生に関して幾つかお伺いいたしますけども、市長もですね、市民ソフトボール大会のときはですね、来賓で来られ、あいさつをされておりましたけども、現場主義を掲げられておられる市長におかれましてですね、あのときの芝生の状況やちょっと駐車場の状況をですね、市長の目からどのように映ったか、申しわけないですけどお答えいただければありがたいなと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市民ソフトボール大会が、今、長谷川議員も冒頭で言われましたように、猛暑の中で本当に健康増進のためにこぞって各地域の各チームの皆さん方が汗を流し、そして親睦の輪を持たれておる、そういったソフトボール大会でございます。朝、8時10分ぐらいだったと思いますけれども、本当に暑かったと思います。そして、会場に入りますと、やはり緑の芝生、あるいはところどころに高い通常の雑草が生い茂っているところ等についても目についた次第です。このことについては、本当にソフトボールをされる皆さん方にとっては、バウンドしたり、あるいはそのことによってつまずいたり、転んだりというようなことが出てくるだ

ろうというふうに思っております。

当初、梅林アスレチック公園を開設した当初については、立派な、それこそプロのサッカーのクラブというんでしょうかね、を誘致するぐらいの、そういった立派なものであったと思っております。その後、財政状況等も厳しくなってきたわけでありまして、そして施設の指定管理というようなことが出てきたわけですが、そういった中で、やはり今の現状のままでいいのかと。当時、内部的にも、あるいは議会の中でもお話を申し上げたと思っておりますけれども、管理のあり方について結論を一定の方向性を出しとった経緯がございます。芝生等々については、今後においては養生しない、そして多目的に使えるような形にすると。将来的には、そのときの状態もところどころにもうソフトボールとか使った段階では芝生が壊れておったりというふうな状況等が今以上に目立っております、今は管理をしてもらっている方々が自主的にそれこそ芝生を、前回のソフトボール大会でもお聞きしましたのは、養生されておるといようなこと等があったので今の部分が維持されているというふうに思いました。

そういった市の方針がございますので、必要な管理は、あるいは今の部分での支援はしていきたいというふうに思っておりますけれども、ソフトボールをなさったりする場合にあっては支障はあるだろうなあというふうな率直な感想を持ったような次第です。

それからまた、ソフトボール関係者の皆さん方のほうからも、この芝生の手入れであるとか、この公園の管理のあり方等々についても考えてもらいたいというふうなこと等については直訴を受けております。そういったことについても念頭に置いて、今担当部長のほうから回答したというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

それでは、梅林アスレチックスポーツ公園は利用者が今管理をされているということなんです、では市としては今現在その梅林アスレチックスポーツ公園の芝生の例えば水やりとか肥料、芝刈りは全く行っていないという状況で認識してよろしいですね。はい。

私、3月議会で学校のグラウンドの芝生化を提案させていただいたんですが、本当、梅林アスレチックスポーツ公園の芝生を見ると、何か芝生って強いなあと思っております。定期的に、こういう言い方はちょっと悪いですけど、水をやらなくても、肥料ならなくてもあれだけ見事に復活してですね、あとは芝刈り機できちんと芝を刈り込めば立派なまた芝生グラウンドとして利用できるんじゃないかなと思います。

現在、歴史スポーツ公園は指定管理者制度でグラウンドの管理を行っているという聞き及んでますが、先日行きましたところ、きれいに芝を刈ってあってですね、子供たちはやはり寝転んだり、守備練習ではダイビングキャッチを試みたりですね、やはり子供たちの意識の中で芝生は痛くないとか怖くない、けがをしないという思いがあって、ガッツあふれるプレーを盛んに見せていました。このような子供たちを見るとですね、やはり改めて芝生グラウンドのよさがわ

かりました。

梅林アスレチックスポーツ公園もですね、市内で運営しているというか、市内の小学生サッカーチームがですね、利用していると聞いております。やっぱりこの子供たちがですね、思い切ったプレーができるように、きちんとやっぱり整備する必要があると思うんですよ。この子供たち以外にも、市民に安全に安心でなおかつ快適にですね、幅広く利用してもらうのが市のお考えだとするならば、やはりせてめですね、水やり、肥料はちょっと難しいかもしれませんが、きれいに芝を刈る必要があると思うんですね。そういったところで、できれば今後芝刈り機でもいいからですね、購入をぜひ検討していただきたいと思うんですが。じゃ、この最後の1点、お答えいただけますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 先ほど回答させていただきましたように、梅林アスレチックスポーツ公園につきましては、各スポーツ団体でですね、管理をしていただいておりますというのが実情でございますが、近隣公園並みですね、市としても管理を今後行っていくような形で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

私、過去の議会でも公園に関してたびたびですね、取り上げてまいりました。それは、やはり市民の皆さんからの要望でありですね、実際自分で体験、経験した上のことからでもありました。先ほども申しましたけど、市長も現場主義を掲げていらっしゃるならば、これが実際現場の声だということをお忘れにならずに、前向きに対応を検討していただきたいと思います。ぜひともよろしくをお願いします。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

[14番 安部陽議員 登壇]

○14番（安部 陽議員） ただいま発言の許可を受けましたので、項目に従いまして質問をいたします。

大宰府政庁跡復元についてでございます。

歴史の再現に向けて奈良の平城京が復元され、熊本はお城の復元をいたしました。太宰府は、古代から隋、唐の時代にかけて大陸との交易で最も重要な役割を果たしたところであり、各都市におきましては、このように歴史を守りながら観光客の増加と経済の発展に努めてあります。

私は、野原のままに放置されている政庁跡を復元することにより、財政健全化の一環として市民のために寄与できるものと確信しておりますので、一般質問で何回も取り上げてきた次第

であります。幸い、このたび、以前NHKの番組で企画を担当されていたKさんと話す機会がありましたので、いろいろと議論をいたしました。その中で、政庁跡復元に向けて、政庁跡において奈良、平安、隋、唐文化を楽しむフェスティバルを開催し、大宰府政庁の存在を認識させたらどうかとアドバイスを受けました。

この政庁跡復元につきましては、ジャーナリストの方を初め、お会いした多くの方々からも賛同を得ました。

政庁跡復元に向けて、当分の間、その行事内容といたしまして、1、奈良、平安時代の衣服、食文化、遊びの復元イベント。

2、遣唐使、遣隋使として中国文化を学んで帰った偉人祭り。

3、中国物産展を開く、このときに九州の物産も展示する。

このような催しを行うことにより、大宰府政庁の歴史が市民の皆様にも浸透するものと思料しますとともに、国、県においても大宰府政庁に対する認識も深まるものと確信いたしております。

各都市とも〇〇委員会を立ち上げ、5年先、10年先を目標にいろいろな角度で観光客の誘致に頑張っておられます。大阪商工会議所は、大阪城の天守閣と本丸エリアに歴史テーマパークを整備すべきだと発表し、大阪市長に提言しました。

本市においては、まるごと博物館と言いながら、太宰府天満宮と九州国立博物館、すなわち天満宮周辺のみで観光客は帰っておられます。したがって、本市の場合も、仮称大宰府政庁復元委員会を立ち上げ、上記に上げましたこれらのイベントを通して観光客の迂回を図り、観光客の滞在期間を有意義に過ごさせるべきと思います。また、その熱意を県あるいは文化庁等に認識していただく施策を行うべきと思いますが、市長の見解を伺います。

私が、この時期になぜこのアジアに開かれた、特に中国物産展を上げるかということ、太宰府市出身の中国大使、宮本様がこの7月で外務省に戻られました。前大使宮本様は、中国の高官と人脈があります。今がイベントを催すに絶好の機会ではないかと思うからであります。この機会を逃しては、中国を初め韓国等アジアに開かれた交流が薄らぐのではないかと危惧するものであります。

現在、太宰府天満宮には、たくさんの中国や韓国からの方が観光に来ておられます。これらの観光客の方を政庁跡に迂回させることにより、両国の親善と経済発展に寄与するものと確信いたします。したがって、この機会を逃さないためにも市長の決意を伺います。

次に、民生委員制度について。

最近のニュースは、高齢者の所在不明や孤独死あるいは熱中症など本当に痛ましいことばかりであります。本年、私の地域では民生委員交代のため、後任者推薦で10人余りの方々に協力をお願いしましたが、なかなか引き受けてくれませんと大変困ってありました。

民生委員法によると、民生委員は社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。民生委員は、常に

人格、識見の向上とその職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならないと、任務等について規定されております。また、市からの推薦条件として65歳未満ということとで、該当者が少なく、なかなかボランティアとして承諾していただくことができないとのことでした。

この民生委員は、児童委員も兼務され、厚生労働省が県の推薦により委嘱し、非常勤特別職の地方公務員で高齢者、障害者、母子家庭などの方の相談に応じ、日常的に訪問し、アドバイスをしたりするボランティア的性格のものであります。

これら日常的業務とともに、最近の社会の環境は民生委員の活動を厳しくしております。近所つき合いが少なくなり、ビルにおいてはオートロックのマンション、あるいは個人情報や人権問題など住民情報は入りにくくなっております。これら情報が収集できにくくなっております現在、行政においてはどのような手段で高齢者を初め、障害者、母子家庭、いじめ、所在地などの把握をなされておるのか伺います。

8月16日のN新聞によりますと、民生委員頼み限界、浮き彫り、つき合い希薄、なり手も不足、60歳強7割、重い責務と、大きな見出しで民生委員制度について報じております。

厚労省によると、2009年3月現在で民生委員定数では23万2,094人に対し、欠員は3,667人になっておるそうですが、本市の場合、民生委員の未決定区域と、不足人員は何名でしょうか。現在の社会のあり方を見た場合、近所づき合いの希薄、人権尊重、個人情報やプライバシーあるいはビルによってはインターホンでのやりとりなど、私たちが小さい時代の社会生活から見ると、本当に住みにくい時代となっております。このような社会環境においては、民生委員の方々の業務は苦勞の連続ではないかと推察いたします。したがって、私は、現在1人区の相談員を2人以上にすべきと思います。このことは、民生委員の高齢化、高齢者人口の増加、相談業務の複雑化、近所づき合いの希薄化などが上げられます。行政としては、今後民生委員のあり方の指導をどのような施策を考えてあるのか伺います。

次に、高齢者対策についてです。

日本の医療費は、今年に1兆円ずつ増加の一途をたどっております。本市の場合も、増加の一途であります。この問題を解決するには、行政の指導と市民の健康に対する自覚の問題と思われれます。

私は、医療費削減のため何回となく行政指導についてただしてきました。しかしながら、なかなか行政による指導の成果を見ることができません。今回、自治会制度が発足しましたが、行政として今後、医療費削減のためどのような施策と指導をなされるのか伺います。

自治会制度が発足し、各自治会ともムード的に変わってきたのではないかと推察いたします。太宰府小学校区自治協議会規約を見ますと、環境、文化、福祉、防犯、防災、体育、その他と事業内容が挙げられております。各自治会の活動内容についてもこれに合わせた事業等がなされているようであります。

体育関係を見ますと、体育祭、ペタンクなど、どちらかといいますと若者参加のような気が

いたします。このため、福祉から見た高齢者対策として軽運動を初め、ゲーム、歌などできるだけ後期高齢者も参加できるような軽運動、ゲームなどを行政において巡回指導ができないか、また地域での健康づくり施策について伺います。

人は土に返ると言われております。寝たきりや認知症になられた方の対策は大切ですが、現在元気な高齢者対策として市民農園の利用、すなわち高齢者農園が考えられないか。このことは、自治会単位あるいは老人クラブ単位、近所づき合いができる範囲での制度であります。このことは、体を動かすことにより健康増進とコミュニケーションと野菜をつくる喜びにより、認知症や寝たきりを防ぎ、医療費の削減につながるからであります。

現在の市民農園のあり方、人員、待機者人員、制度上の問題点について伺います。

なお、地域別に利用できる新規農園拡大について、どのような見解をお持ちか、今後の高齢者対策としての農園構想について伺います。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 大宰府政庁跡復元につきましてのご質問でございます。

この政庁跡の復元につきましては、現風景の眺望を願う声などもございまして、賛否両論が現在存在をしております。現在でも都府楼跡にたたずみ、観世音寺の鐘の音を聞く中で思いをめぐらせるということ、あるいは1,300年の悠久の歴史にたえてきた礎石を見るにつけて、往事を回顧するといいたまうかね、そういった状況等もございまして。そういったことにつきましては、太宰府だからこそできる歴史のロマン体験ではないかなというふうにも思っておるところでございます。

今後、世論が盛り上がりまして、そしてまた大宰府政庁の学術的研究も進み、状況が進展いたしまして復元プロジェクトが話題になった場合にありましては、同時にその復元の費用が課題として浮上してくるだろうというふうに思っております。

私どもは、5月に市民の皆さんとともに奈良の平城京1,300年、遷都1,300年の行事に招待を受け、行ってまいりました。そこで、大極殿あるいは朱雀門の復元状態、状況等の説明も直接受けてまいりました。奈良の平城京の大極殿の復元の工事につきましては約189億円ほどかかっておりました。朱雀門にありましては30億円ほどかかっておるといようなことの説明を聞いたわけでございます。

このことから言えますことは、復元につきましては地域住民の思いだけではなくて、国でありますとか県の関係機関なども巻き込んだ議論がこれは必要であるというふうに思っております。国立博物館誘致運動に劣らないような、そういった熱が、情熱といいたまうかね、が必要であると思っておるところでございます。

詳細につきましては担当部長のほうから補足をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、1項目めの観光客の方を大宰府政庁跡に迂回してもらうため

の奈良、平安、隋、唐文化に親しんでいただくようなフェスティバルや中国物産展の開催のご提案について回答させていただきます。

これまでも観光客の回遊性を図るためには、水城跡でありますとか観世音寺、大宰府政庁跡周辺に菜の花やコスモスを植えたりして毎年楽しんでいただいております。また、違う形では、電動自転車の配置でありますとか、あるいはトイレや駐車場等の整備にも取り組んできております。そして、最近ではICエコまちめぐりということで、システムの導入をいたしまして、まほろば号の案内も含めまして周辺案内などをタイムリーに入手していただき、市内散策をより便利に、より幅広く楽しんでいただくことができるように整備をしてきております。さらに、大宰府政庁跡、観世音寺、水城跡などの歴史的文化遺産を結ぶ道、歴史の散歩道事業を展開しまして、今年度その活用方法について調査を行う予定といたしております。このようにして観光客の回遊性を高めるための施策を講じていきたいと思っております。

そして、太宰府観光のお手伝いとして、行政だけではなくて、史跡解説員の方々でありますとか、大宰府万葉会、NPO法人であります歩かんね太宰府などがさまざまなコースとかを提案いたしまして、プログラムの広報も含めて活動をされておられます。

そういう中で、ご提案いただきました奈良、平安、隋、唐文化等のフェスティバル、あるいは中国物産展の開催につきましては、市民政庁まつりでのイベントにおける取り入れといえますか、出店あるいは九州国立博物館での展示等の働きかけなども今後検討していくのも一つの方法かと考えております。今後も観光客の集客及び回遊につきましては、関係機関でありますとか団体と連携を図りながら取り組みを続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 2項目めの政庁跡の整備につきまして回答させていただきます。

政庁の西に位置します蔵司跡は、今年度で公有化事業が完了する予定となっており、今後は歴史的解明に向け、発掘調査などを実施することとなります。

また、福岡県により政庁跡が整備され、30年以上経過しているため老朽化が進んでおり、今年度は政庁南面の広場の再整備を予定をいたしております。

さらに、政庁跡の再整備につきましては、先ほどの蔵司跡と一体的に整備を行う必要があるというふうに考えておりますので、文化庁や県からのアドバイスを受け、歴史まちづくり法を活用するなどして来訪者の市内回遊につながるよう努力をしてまいります。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、市長それから各部長から回答を得たわけですが、まず市長が言われました熱意の問題ですね、この熱意を出すためにこういうようなフェスティバルをやったらどうかということです。ここに福岡市の例をとりますと、これは鴻臚館、今度ですね、これはいつの新聞ですかね、9月7日の新聞に福岡城復元への道探るということで、来月の2日に市

民フォーラムが開かれるんです。これに至るまでは、このNPOだとか企業、それから福岡市も一緒になって勉強会を現在まで6回ほどやってきてある。幸い、この事務局長してあるのは太宰府出身の方です、この福岡城復元に向けての事務局長は。その方からちょっと資料をいろいろいただいてきたんですがね。この大宰府政庁と鴻臚館、福岡城というのは、切っても切れない縁があるわけですね。そういうことで、私はこの現在福岡市はこういうふうで、フォーラムやったり勉強会やったりしながら、それからもう一つはですね、このようにNPO法人で鴻臚館・福岡城跡歴史・観光・市民の会、これに入ってくださいというような趣旨のパンフレットを出して頑張っておられるわけですね。私は、これはいい機会だと思うんです。さっき市長も平城京を見てこられて、朱雀門だとか。結局私も朱雀門だけでもいいからといって過去にも言ったと思いますね。これ、30億円と今言われました。大体それぐらいだろうと思うんですが。やはりあそこは今野原のままだから、なかなか観光客の方もおりろうとされないんです。先ほど水城跡、観世音寺、これも立派なところですよ。やはりそれに政庁跡が加われば、たくさんの方が今、太宰府の天満宮駐車場から直接もう次の長崎やらに行っている観光客の方はこちらのほうに回られると思うんです。そこにはかなりのやはり経済効果が出てくるんじゃないかなろうかと、これが1点です。それで、これを熱意を上げるためにこういうフォーラムをしたらどうかということで提案しておりますから。それが1つ。

それからもう一つは、平成19年6月には国においても観光立国基本計画が閣議決定される、もうご存じのとおりでございますね。2010年までに外国人観光客を1,000万人に増やすと意気込んでおられるわけですね。国においても観光収入を考えてある。どこの市でも考えてあるんです。私は、早く言えば金がないからもう現在のままでいいんじゃないかというような考え方もあるかもわからん。それは一人一人ね、先ほど言わしやったこと、今の何にも建ってないほうが静かに観世音寺の音を聞いて眠るがごとくおったほうがいいんじゃないかという人もおらっしゃると思うんです。そりゃあ私は一部だろうと思うんですね。やはり観光客は新しいものを求めてきていると思うんですから、その点やっぱりそういう勉強会をせめてつくるぐらいのね、あれが市のほうで考えられないか。せつかく国立博物館にもいろんな経験者、あるいは歴史の先生たちもおられますし。そういうことでございますが、ここも福岡市がやはりいろんな形で進言を受けて始めたわけですね。その点、市長、どんなふうですか。そういう勉強会だけでもやろうという気持ち、ないですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま政庁の復元等については、私は市民の中に賛否両論があるというふうに言いました。その一つについては、今、安部議員も言われましたように、朱雀門あるいは南門等々に建てたらいいんじゃないか、復元したほうがいいんじゃないかと、それには熱意というようなこと、私も申しましたけれども、そういったことは必要でございます。いろんなイベント等については、安部議員もご承知のように、市の主催あるいは協賛あるいは後援というような形の中で、年間通じて数多くの太宰府発見塾を含めた形でイベントを行っておるところ

でございます。なぜ奈良の平城京の大極殿、あるいは朱雀門の復元が必要というふうな結論に達したかといいますと、長安の4分の1が平城京であるそうでございます。その4分の1が政庁跡、太宰府の政庁跡でございます。広いところ等については、やはりあの奈良の盆地の私鉄が通っておるところも含めて見ますと、だだっ広い、本当に広い、長安から見るとそれでも4分の1ですけれども、そういった状況には大極殿あるいは朱雀門は必要なんだというふうなことで等が言われておりました。

専門的な意見の中におきましても、大宰府政庁の分等については、現況のままというふうなことがいいのではないかというようなことも専門家の意見からも聞きました。大宰府政庁跡は、今も言いましたように、あそこにたたずみ、そして往事を追懐すると、そして栄えた礎石を見ながら、風雪をたえて歴史を見てきているわけです。それを思い浮かべるというふうなことで、そのサブ的なものとして蔵司も今発掘しておりますし、いろんなその歴史を振り返る、あるいは観光的なもののスポットとしてより真っ白な復元の仕方といたしましうかね、施設の建設等々は今後も考えられるというふうに思っております。今、歴史まちづくり法が平成15年ですか、平成16年ですか、施行されました。そして、私どもは3年かかってこの歴史的風致維持向上計画を文化庁あるいは国土交通省、農林省一体のものであるわけですが、申請いたしております。本申請もやがて行うようにいたしております。そういった財源等々を活用しながら、太宰府市の古都大宰府のどこに行っても歴史と文化が感じられるような、そして市民の皆さん方が太宰府を発見する、そういったために出ていただく、外に出ていただく、あるいは観光客の方々も天満宮一極集中だけではなくて、史跡地を散策してもらうというふうなことに努めております。今、全然国立博物館、天満宮以外はないんじゃないかというふうな見解が初めに述べられました。私はそうは思っておりません。今、見ていただいたら、現場に出たらおわかりと思います。観世音寺も戒壇院も政庁跡も水城跡も、回遊されている方々は非常に増えました。これは、今それぞれの官民挙げて、この太宰府の歴史について問うていただいとる、あるいは研究していただいとる、あるいはいろんな書物を出版していただいとる、そういった中から、市民あるいは観光客、周辺の市民の歴史心ある皆さん方が散策をされるようになったと。総合力であるというふうに私は思っております。

そういった中での、官である市の役割というふうなものもあろうと思いますから、今後とも安部議員が言われましたことも含めて、私は研究を積み重ねていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 3問までですか。えっ。

（「関係ない」と呼ぶ者あり）

○14番（安部 陽議員） 関係ないでしょ。

今、市長、力強く言われておりますけれども、やはり散策される方は部分的になっているん

ですね。観光というよりも史跡を訪ねてということですよ。それで、結局そういう歴史を物語るだけではこのままがよかろうという人もあろうし、そうでない人もある。だけど、多くの方は、せめて朱雀門だけでもできればたくさんの観光客があそこに、結局駐車場、先ほど長谷川議員が、駐車場、やはり五、六十台分要るかもわからんですね。そういうふうで、経済効果はどんどん出てくるんですよ。私は何も経済効果を上げるために復元しなさいと言ってない。ほったらかしとったらね、それ、役に立たない。この福岡市のこの事務局長言ってありましたけど、この勉強会でも市長と同じような問題出ております。復元せんほうがいい。だけど、今度この方たちが語っておられるのは、福岡城、鴻臚館、これに大濠公園を含めた一大観光都市を考えてあるんです。そういうふうで、夢を追いながら経済大国、あるいはそういうようなものにして財源をそういうことでやろうという意気込みですよ。市長も市民にこれ以上負担をかけないために経済対策として考えていただきたいということで私はお願いしようわけですが、この経済政策の一環としてね、考えていただきたいと思うんだけど、その点、経済政策になれば、私はこれはもうやめたらいいと思いますけど、私は将来にわたって、先ほども言いましたように5年先、10年先、あるいは50年先、太宰府の市民の方がそういう外部からの財源で固定資産も安くなった、水道代も安くなったと、そういうふうになってくるような施策をやるのが私はトップの考え方と思いますが、ちょっとその点、もう一度経済政策になるかならないか、その点をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、経済的な施策の側面、それは確かにあるだろうと思います。その前に大事なものは、本当に復元するのかどうかというようなまず判断をしなきゃならないと思うんです。これが決まった場合については、こういうふうになりますよというようなお答えをしたんですね。ですから、私が勝手に、ひとりよがりにならざるを得ないと、やろうというようなことは軽々には言えないというように思っております。いろんな意見等々を巻き起こして、そして最終的にやはりやろうよと言われた場合については、結論に達した場合については経済効果、あるようにやるのは当然であるというふうに思っておるところでございます。私は、今現在進めておりますのは、ご承知のように景観のまちづくり計画、そして市民遺産活用推進計画、そして歴史的風致維持向上計画、この3つの柱でやっております。それを統合して、景観と歴史のまちづくり、どこに行っても歴史と文化が感じられるような、そういったまちづくり、歴史の散歩道を含めて線をつないでいくと。十数年前に歴史の散歩道の整備事業を行っておりますけれども、再度見直して、天満宮から、あるいは水城跡まで、あるいは、行く行くは筑紫圏内あるいは全体的な視点の中で私はこの事業等は行う必要があるというふうに思っておるところでございます。そういった夢を描きながら、私はまちづくりを推進していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 話の途中、失礼いたします。

確かに経済とか観光というのも大事でございますけれども、やはり学問とかですね、そういう側面も視野に入れながら考えていかなければならないんじゃないかと思っております。ご存じのように政庁跡は第3次に分かれて建設がなされておまして、どの時代のを建てるかということについてはなかなか意見の一致は、建てるということ自体からまだいろいろありましようけれども、建てるとなるとどの時代かということについてはなかなか一致を見てないというのもあると思います。それから、先ほど奈良の話、それから福岡城の話等がありました。奈良は大体70年から80年ぐらいで第一次朝堂院、第二次朝堂院と大体わかっておりますが、都府楼は、はっきりしないんですが、白村江の戦いから考えまして元寇ぐらいまでであったということで、それだけでも700年以上の幅がありますし、多分それ以降は再建築はなされないままじゃないかというのが一般説じゃないかという、そういう何か背景がやっぱり違うという側面もですね、加味しながら論議を進めてもらいたいなと思っておりましたので、市長さんのせっかくの話の途中でございませうけれども、話させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、教育長から、早速ですけどね、時代の問題だとか言っておりますけど、3回ぐらい焼けたりどうのこうのってあります。しかしながら、なぜ博物館にミニチュアができたんですか。あれは、やはりある時代のとを考えるとミニチュアはできたと思うんですね。そういうふうで、こういうものをつくるためには、先ほどから言われますようにいろんな角度から検討しなくちゃいけませんので、市長、この発見塾やら、それは私も知ってます。歴史を守る会やらいろいろありまして、そういう人たちも勉強してありますけれども、仮称ね、政庁跡復元って考えるのもいいから、それを勉強する会か何かはね、そういうものを立ち上げていただいて、これに絞ってですね、やれたらお願いしたいと思っておりますが、その点。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、安部議員が言われておりますのは、官でやるよりも民でやったほうがいいというように思っております。心ある安部議員と同じような考え方をお持ちの皆さん方が集まられて、そしてその輪を広めていただくことも一つの方法ではないでしょうか。私は、あらゆる角度から勉強はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この問題につきましては、私も含めて頑張りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それで最後に、この政庁跡ですね、せっかくあそこに観光客の方が見えて帰られるときに、あそこの環境をもう少し考えていただかなくちゃいけないのは、犬の散歩、それから飛行機飛ばしてあるのは紙飛行機ぐらいだからいいけど、あれが大きくなってグライダーやいろいろになってきたらいけませんので、やはり禁止事項とか協力事項をね、きちっとしていただかないと、帰りになったら靴にふんがついとったということで、せっかく楽しんで帰ろうとしたときに、もうこれでは来れんなどという感じになってますので、その点、この管理は県に

なっているんですか、市がやっているんですか、国がやっているんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 管理のほうは、太宰府市のほうで管理をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今言いました問題については、早速そういうようなことで協力依頼の看板等建てていただく、あるいは周知をお願いしたいと思います。これは要望で終わります。

2項目めをお願い……。

○議長（不老光幸議員） ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2項目めの答弁をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） それでは、2件目の民生委員制度につきまして、1項目めの高齢者の把握方法について、そして2項目めの民生委員の現況について、3項目の今後の指導、施策についてご回答を申し上げます。

高齢者を初め、障害者、母子家庭、いじめ等さまざまな地域生活課題、問題がありますけれども、その把握につきましては、民生委員、児童委員が担当地区を調査した範囲で状況を知っておりますので、行政と連携をとりながら対応しているところでございます。現在は、太宰府市の民生委員、児童委員の定数は58名で、主任児童委員が3名でございます。本年は、民生委員の一次改選の時期であり、11月末で任期満了となりますので、自治会長さんより推薦をさせていただいておりますけれども、今のところ4自治会長から4名の推薦があっていない状況でございます。地域によりましては1人での対応が困難の地域もありまして、今回の改選時期に地域の実情を勘案し、県へ定数増の具申をしております。

今後の民生委員のあり方の指導等につきましては、民生委員法の第1条に掲げてあります社会奉仕の精神、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを理念といたしまして、民生委員の資質の向上を図っていくため、毎月1回企画委員会、そして定例会、これを今も開催してありますけれども、より充実して情報の交換、それから学習会を行いたい。あわせまして、県の研修会もございますから、そこにも参加いただきながら研さんをしていただく、また自己研さんをしていただくように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、部長が言われた答弁は、大体今までどおりの民生委員のあり方の

方法ですね。やはり、民生委員あるいは児童委員の報告がない限り行政は知っていないということが多いと思うんですね。これ、強化するためには、やはり民生委員、先ほど増員を県のほうに申請していると、いいことを聞きましたから私も安心しますが、やはり高齢の方ですね、もうこの新聞にも載ってますように、60歳以上が7割を超えてあると、恐らくもう60歳超えて70歳、私のところなんか73歳の方が今までしてあったんですね。そういうことで高齢にもなって、地域によっては山道といったらおかしいですけど、道路でも急な坂が多いから、やはり高齢の場合は、運転できる場合はいいけど、それを超せば歩いていけなくちゃいけないと。それで、やはり地域のあり方等を見ながらですね、民生委員の数も増やしていただきたいと思うんです。例えば、連歌屋は500世帯ちょっと超してますけれども、たった1人ですね。だけど、高齢者人口は、もう7割近く来ていると思うんです。ほんで、やはりそういう今1人のところでも最低2人、なぜ2人を言うかといいますと、相談相手がおらんとですね、市のほうで月に1回か何か集まってそういう研修もやってあるとも思うんです。その中で意見交換してあると思いますけれども、それ以外にやはりその地区は地区のあり方として、地域のあり方でやはり意見のあり方違うと思うんですね。ほんで、最低2名はしてもらいたい。参考までに、通古賀あたりは物すごく世帯数多いんですが、何名でしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 現在3名でございます。通古賀は3名ですね。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） じゃあ、やはり世帯数あるいは高齢人口によって、それからもう一つは、資料は福祉のほうでいただいたんですけど、平成19年8月10日付で75歳までですかね、そういう人まで65歳以上が緩和されてきておりますので、やはりますます高齢になってきますので、その辺を踏まえてですね、1人のところは2人、3人のところは4人ぐらいにしないと、もう追いつけていけないと思うんです。やはりこれだけ新聞で100歳超所在不明281人やら書いてあるし、民生委員の仕事も増えておりますので、その点勘案していただいて、より多くの増員要求をしていただくよう、これお願いして、この2項目の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 3件目の回答をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 3件目の高齢者対策につきましてでございます。

1項目めの医療費の削減の方策、2項目めの地域ぐるみの健康づくりについてご回答申し上げます。

高齢者の健康づくりに関しましては、介護予防の観点から、いきいき元気教室を行政と各自治会との共催で実施しております。今まではいきいき情報センターのみで開催していたため、遠方の高齢者には参加しづらい状況でありましたのが、自治会の役員の方々のお声かけや、それから身近な公民館での開催であるということで多くの方に参加していただきました。その結果、長寿会の会員の増加、ひきこもりの解消など、高齢者の生きがいづくりや心の健康づく

り、また地域づくりの手段としての活用など、運動以外の効果もたくさん見られますために大変喜ばれています。今年度も7自治会から開催の要望があり、順次実施している状況でございます。

また、各校区自治協議会でも、校区の状況に応じて高齢者の見守りなどを計画され、ありがたいと思っているところでございます。

太宰府小校区自治協議会では、いきいき元気教室を11月に開催したいということで担当課、高齢者支援課のほうにも開催の要請があつているところでございます。

また、保健センターで3年前から始めております地域健康づくりの関係で校区自治協議会、太宰府市西校区自治協議会、国分小校区自治協議会、水城小校区自治協議会におきましては、それぞれ11月に健康づくり事業を実施されますので、現在事業内容につきまして保健センターと一緒に協議を行っているところでございます。これも、実施いたしましたら非常に皆様方から喜ばれまして、ぜひ来年度もやりたいというご意見が多数ありましたので、地域の方々のお力添えをいただきながら、地域主体、行政支援という形でこれも行っているところでございます。

各自治会でも、高齢者の健康づくりを考慮されて、軽い体操とかじゃんけんゲームなど趣向を凝らしたサロン活動や各種教室などを自主的に開催されています。今後も校区自治協議会、自治会との連携をより深めて、幅広い角度から高齢者の健康づくりに取り組んでいきたいと思つているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 3項目めの市民農園のあり方につきまして回答を申し上げます。

市民農園は、市民の農業及び食料に対する理解と関心を深め、食育、地産地消及び地域コミュニティの推進を図ることを目的に開設し、多様化した余暇活動の充実、また野菜や花を育て、土と親しむことができる場として高齢者の生きがいがづくりの一つになっております。

現在、市内の8カ所に開設し、総区画数は200区画で、すべて利用をいただいている状況でございます。

なお、現時点の待機者数は38名でございます。

今年度から利用期間をこれまでの無期限から最長5年に設定し、より多くの市民の方に利用の機会を広げるようにいたしております。

また、これにあわせまして今年度中に観世音寺地区に1カ所、12区画分の開園準備を進めております。

現在、課題としてとらえておりますのは、市民農園の不足及び設置箇所に偏りがあることでございます。今後は、地元農事関係者に市民農園として利用できる農地情報等の収集を図り、市民農園のない校区への開園を引き続き検討してまいります。市民農園利用者の現状といたしましては、高齢者、若い世代もおられますが、今後とも市民農園の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） まず、福祉の関係で、医療費削減対策ですか、これについては、何回となくご迷惑かけてその都度返事いただいております。本当福祉の皆さん、大変一生懸命やっただいて、私はずっと眺めておりますと、また事務のあり方を見ておりますと、福祉の職員が足りないじゃなかろうかと。これは、トップの考え方ですね、やはり職員の1日の仕事の量を一遍点検してもらおう。1日の動きをですね、各職員書いてもらおうんですよ。今日1日はどういう仕事をしたか。そういうのを二、三回やったら、ああ、こういう無駄があったのか、こういうところに力入れないかをやったろうかと、そういう反省のこともなると思うんですね。そういうものを参考にしながらですね、今はもう花形といたら失礼に当たりますね、福祉は、本当福祉の社会ですよ。それをやはり充実させるためにはですね、どこかがいろんな企画でも何でも設計でも委託になってしまっているんですね。昔の職員の方は自分で設計したり委託という制度がなかったから。ほんで、それだけある部課においてはそういうような余分な力があるんじゃないかと思うんです。そういう職員の方を福祉に持ってきていただきたい。そういうことで、私はこの福祉を充実させることによって私は医療費削減になると思うんですよ。その点、これはトップの考え方で、今後市長、見直してですね、福祉を充実させてもらいたいと思うんですがね、ちょっとその職員をね、今後考えるときに、福祉の方に健康づくりとかそういう係ができるようなふうにならね、せんだって約半年前ですかね、職員を2名増やしたって言ってありましたけれども、それじゃあ足りないようですね。今お話し聞きますと、今年は自治会で7カ所ぐらいしか申し込みもあつてないし、それぐらいじゃあ、やはり44自治会に皆さんが行って指導して、そしてそこにですね、市の基準に達した人をそういう健康づくりの推進に配置すると、そういうようなシステムをつくっていただいてですね、市民が元気になる方策をとっていただきたいと思う。その対策として、市長、まず職員を増やしてもらおうような考えがあれば、ちょっとその点お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この福祉の増進、安部議員がおっしゃってますように、やはり元気な市民を多く増やしていくというようなこと、これが医療費の削減につながると常々提言をしていただいております。私も、そのことについては同感でありまして、総合行政として努めておるような状況でございます。今、福祉にというふうなことでございましたけれども、福祉に限らず、事務量調査といいたいまいしょうか、私も人事が長いもんですから、この事務を遂行するに当たって何時間必要かというふうなこと、それを1人の職員が担当しておるものを積み上げていく、そして何百時間、何千時間になるかというようなこと、マイクロ調査と言っておりますけれども、そういったところから適正人員の必要数、配置定数等々を参考にし、今日まで来ております。今の人事も基本的にはその考え方に基づいて絶えず配置定数の事務量との調整をしながら配置しているというふうに思っております。

昨日も救急医療のそういった啓発月間でしたので、街頭啓発に出ました。その帰りに保健センター、あるいは上の生涯学習課、全般的に見直し職場訪問をいたしております。その中で、いろいろ足る、足らない、職員数が不足する、不足しないはあろうと思いますけれども、私どもとしては適正な配置等々は今後も行っていくと。今現在、財政が窮乏しておりましたけれども、決算でご承知のように財政の状況がよくなってきております。これは、職員の努力あるいは市民の皆様方のご協力等々があつての部分でございます。そういった財政力指数も上がってきております。0.71ということは、福岡県下の市の中では6位、7位に入っておるような状況でございます。そういった弾力的な浮いた財源といましようかね、財源等々を福祉あるいは教育に現在も回しておるわけでございます、必要な職員等々についても今後におきましても配置をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、市長のそういうシステムを使いながら職員配置しているということでございます。できるだけ福祉のほうに職員の配置をお願いしまして、この問題を終わります。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

（14番安部陽議員「3項目めが」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） じゃあ。14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 済みません。高齢者の農業の問題、一緒の項目です。済みません、私が勘違いしておりました。

この新聞を見ますと、農業人口22%減と。建設経済部長が言われましたように、今まで無期限に市民農園使つてある人を5年にするということを言われまして、これは市民の方からですね、私たちは今何か70名ぐらい待機してあるというふうなことも聞いておったんですがね、そういう人をなくすためにやはり5年で切るなら切るということでございますので、この点一つの対策だろうと思います。

それから、今偏った、あるいは観世音寺にももう一カ所設けるというようなことございました。そういうことで、また地域によってこの農業人口が減ってきておりますので、例えば三条やら連歌屋、そういうところ、まだ農地があいているところもあるかもわかりませんが、そういうことも含めて今後これを高齢者農園として使われるような方策でお願いしたいと思いますが、その点。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 先ほど申しましたように、まだまだ待機して待つてある方もおられますので、先ほど申しましたように市民農園の増設といいますかね、増設、そして市民農園の充実にですね、今後とも努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） じゃあ、しっかりと市民農園もこれは健康づくりに役立ちますので、ひとつ増園をお願いしまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問させていただきます。

まず1問目に、高齢者の所在不明と地域福祉についてお尋ねいたします。

高齢者の所在不明が全国各地で浮かび上がっています。ある人がどこに住んでいるのか、生きているのか、亡くなっているのかという個人情報の公的記録は住民基本台帳や戸籍らがいずれも本人や家族からの届け出によるもので、所在不明の広がりには性善説に基づいた申請主義だけでは確認するのが難しくなっている現状を物語っています。老人福祉法では、市町村は老人の福祉に関し、必要な情報の把握に努めるとあります。そして、本市の平成17年3月に作成されました地域福祉計画で「福祉でまちづくり」として住民が健康で生き生きとした暮らしを実感できるよう福祉に視点を置いた支え合い、生きがいの持っているまちづくり、すなわち「福祉でまちづくり」の実現に取り組むとあり、その中で情報の収集、情報の交流などに努めるとあります。これこそが実態把握をするということでもあります。

高齢者の実態把握こそが地域の福祉の基礎となるものではないかと思えます。既に病院等にかかっておられる方、施設に入っておられる方、介護保険を受けておられる方等は確認できます。一方で、地域でひとり暮らしの方、高齢者夫婦だけの世帯、認知症の方、高齢で引き込みりの方、特定高齢者候補等は表に出てこないのが、この実態の把握が難しいと思えます。隣近所の方はある程度はわかっておられると思えますが、自治会長さんや民生委員さんなど、地域でそのような情報を共有することで地域での見守りもでき、孤独死等の予防にもつながるものではないでしょうか。どこまでその情報を共有するか、だれが持つておくか等についての課題も出てきます。

ひとり暮らしの方で、もしものことがあったときにどこのだれに連絡すればいいのか、隣近所の方でも持つておられないのではないのでしょうか。このくらいの情報は、せめて自治会の会長さんとか民生委員さんとかが持つておられるべきではと思えます。以前は区長さんが住民台帳のようなものを持つておられて、住民の異動があったときは区長さんのところへ行って手続をしていたと思えます。区長さんがその地域の情報は把握されていたと思えます。また、民生委員さんにもひとり暮らしの方の情報等も出されていたということもございます。個人情報厳しく言われるようになってから、そのようなことがされなくなりました。現状ではどうでしょうか。この現状把握がしっかりとできると、災害時の災害弱者の避難等にも生かされます。また、特定高齢者やひとり暮らしの方の把握などの精度が上がることで介護予防対策などに役

立てることもできます。将来の介護費や医療費の負担を軽くすることもできます。現在は、この現状把握、情報を集めるのは民生委員さんや福祉委員さんが一軒一軒訪問され、活動されておられます。その仕事も個人情報保護や地域コミュニティの希薄化等によりだんだん難しくなっています。そのような状況の中での民生委員さん、福祉委員さんの活動は大変なもので、敬意を表したいと思います。

以上のような状況を考えて、以下についてお尋ねいたします。

1、100歳以上の高齢者、75歳以上の方の人数はどのくらいおられるのか。そして、その方々の所在不明者はおられないのか。

2、1の調査をされた分について、その調査の確認はどのようにして行われたのかお伺いします。

3、ひとり暮らしの方、高齢者だけの世帯の方、認知症の方、高齢者でひきこもりの方、特定高齢者候補等、本市では実態把握にどのような取り組みをなされているのかお伺いいたします。

次に、高雄地区のまちづくりについてお尋ねいたします。

高雄地区には、自然と触れ合える貴重な水田地帯があります。現在、市街化調整区域であります。ここは、第四次総合計画では土地区画整理事業として高雄地区土地区画整理事業を推進すると書かれています。平成17年3月に作成されました太宰府ゆめ・未来ビジョン21の高雄地区周辺整備イメージには、すばらしい景観を守る、高雄中央通りの拡幅、バス路線の整備、高雄土地区画整理事業の推進、高雄公園の整備、高尾川の整備、そして地域の夢として南側アクセス道路の整備と書いてあります。このうち高雄中央通りの拡幅、バス路線の整備、高雄公園の整備はしていただきました。

この4番目にあります土地区画整理事業を上げられておりますが、景観に配慮した良好な居住空間の整備を目指します。土地区画整理事業予定地である高尾川沿いの水田は、ヒートアイランド現象を緩和する風の道の機能を考慮し、低床住宅地の創出を図ります。また、地区内の道路はコミュニティ道路化するなどして交通混雑や騒音などの緩和を図りますと書かれています。

ここには、水田地帯の真ん中を通り東小学校へと抜ける都市計画道路も計画されています。地域の夢として、南側アクセス道路の整備も盛り込まれています。このように、本市の南部地区のまちづくりについて重要な位置を占めていると思いますが、今回策定されます第五次総合計画素案では、このことについては何も触れられていません。高尾川についても触れられておりません。

高雄地区のまちづくりについて以下の点についてお伺いいたします。

1、高雄一丁目、二丁目、三丁目の市街化調整区域の土地区画整理事業については第五次総合計画素案に入っていないようですが、どのように考えておられるのかお尋ねします。

2、都市計画道路が入っておりますが、この都市計画道路の見直しについてはどのように考

えておられるのか。

3、南側アクセス道路の整備についての考えをお伺いします。

4、地区内の道路の整備についてお伺いします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1件目の高齢者の所在不明問題と地域福祉についてご回答申し上げます。

100歳以上の方につきましては、毎年9月にお祝い状でありますとか、あるいはお祝い金を直接本人に手渡しをいたしております。

なお、100歳未満の高齢者の所在確認も含めまして、具体的な内容や経過につきましては担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 高齢者の所在不明問題と地域福祉の内容についてお答えをいたします。

本市には、今年度末までに100歳以上になられる高齢者が31人いらっしゃいます。これは、毎年敬老祝い金等をお渡しするために把握しているものでございまして、そのうち入院中や施設入所の方が24人、在宅の方が7人でございます。31人全員に県からのお祝い状と本市からのお祝い金を、さらに新100歳の方には国からのお祝い状と銀杯を、体調がお悪い場合を除き、直接ご本人に手渡しをしているところであり、所在不明の方はありません。

75歳以上の方につきましては、8月31日現在の人口は6,637人でございまして、来年3月末までの方にいたしますと7,098人というふうになっております。

65歳以上100歳未満の高齢者の方の把握につきましては、各区の自治会長さん、民生委員さんなどの皆様との連携によりまして情報を収集し、担当職員が必要に応じて現地調査を実施し、確認をしているところでございます。その結果、所在不明等の問題が生じた場合は、所管課で調査をいたしまして、適切な把握に努めているところでございます。

ひとり暮らしの高齢者やひきこもりの高齢者などの把握は、行政だけでは十分な役割を果たすことが困難でありますことから、校区自治協議会、自治会、民生委員さん、さまざまな方々との連携を深め、地域での高齢者支援の確立に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ちょっとですね、数字で75歳以上の方で、ちょっとこれ私、聞き間違いかと思えますけど、8月31日現在で6,637人、それから来年の3月で7,098人という、この数字はちょっと私の聞き間違いですか。もう一遍確認をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 済みません。2つの数字を申し上げましたので。今現在は

6,637人、8月末現在でですね。敬老祝い金とかさまざまな形でやりますときには年度で行いますことから、来年の3月31日という基準日を設けておりまして、その基準日に合わせまして75歳以上というふうにしたときに7,098人というふうに申しあげましたので、今現在は6,637人というふうなことでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 済みません。ちょっと私が聞き間違いしておりましてから数字をとり間違えました。

それから、その調査の確認についてですね、ここでも先ほど安部陽議員のほうから質問が出ておりましたけども、民生委員さんあたりの協力によって確認をしていくということでございますけども、先ほども壇上で言いましたように、この75歳以上の方の所在確認、それからひとり暮らしの方とか、高齢者夫婦だけの方とかですね、そこら辺の実態調査を的確に、もう一軒一軒、はっきりとしたところでやっていただきたいと思うんですね。これをしておかないとですね、後の福祉関係の仕事、それから地域のコミュニティ関係につきましてもどこにどういふ方がおられるのかわからない。それから、先ほども言いましたように、以前はですね、1人でおられる方についての情報は民生委員さんのほうに出しておられたということでございますが、今は個人情報保護の法律ができてからは、それはもう全部回収されたと、自治会長さんについても同じような状況だということでございますけども、これが基礎となってですね、この地域にですね、どことどこどこにひとり住まいの方がおられる、高齢者夫婦の方がおられるとか、それから先日もテレビ等でもちょっと事件としてやっておりますけども、16年間ご主人の介護をみられておって、それで奥さんがですね、ちょっと事件を起こされたというようなこともありますけど、そういうのもですね、こういう情報が的確に入っとけば、そこで地域の方が何かの形でそういうおうちの方ですね、接触されておればですね、そこで地域の方とお話しすることでその奥さんの負担も若干軽減されてそういう事件に至らなかったんじゃないかなと思うんで、この高齢者の方の実態把握をですね、これから全戸調査していただきたいと思うんですけど、これについての取り組みはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 民生委員さんは3年ごとに期限が来まして更新するというふうなことも申しあげましたけど、65歳以上の方につきましては、やはり民生委員さんが各世帯を回られるということですね、国のそして委嘱を受けてありますので、私どものほうから65歳以上の方につきましてはちゃんとわかるような、そういうものをお渡しして調査をしていただいています。もちろんそれに基づきまして民生委員さんは緊急連絡先とか病院の関係とかさまざまな情報は自分たちの中で様式とかきちんと決められて情報を収集をされております。

もう一つ、以前住民のその世帯の関係も今出されてないということでございますけれど、本年度から校区自治協議会会長さんのご要望とか受けまして、高齢者の見守りという観点からですね、ご要望がありましたときにこちらのほうから65歳以上の名簿ということでお渡しをする

ように今のところしているところでございます。もちろん行政だけでできるものではありませんし、やはり地域の中で身近な方がそばにいらっしゃる方じゃないとなかなか気づきませんから、そこはやはり地域の中で少しずつでもつくっていただくと、私どもとしてはいろんな情報なりやり方についてはご支援を申し上げるところで一緒になってつくっていくことではないかなというふうに現段階では考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 行政のほうからある程度の情報は民生委員さん等については出されておるといことで、少し安心しましたが、後は自治会のいわゆるまちづくりの中に入ってくると思いますが、地域で地域福祉計画の中にもありますけども、やはりお互いに支え合いながらですね、地域でやっていくということが一番大事じゃないかなと。それと、今も情報の部分です、ありますけども、太宰府市民は、何ていいますか、新住民といえますか、よそから来られた方が大体七、八割方になっているといことで、親戚とかですね、兄弟の方とか、そういう関係が希薄になってますので、これはもうそれを補うためには地域です、そういう方々としてしっかりコミュニケーションをとりながらやっていただくのが一番いいんじゃないかなといことで。それとあと、どうやってしたらその地域のそういうことをつながりをつくっていくかといことで、これは最近が高齢者の所在不明といことで話題になっておりますので、テレビとかですね、新聞とかでも出されておりますけれども、これ、支え合いマップをつくりましょうといことで、東京とか名古屋とかでやっておられるみたいですが、地域住民の中です、その緊急連絡先とか、それから、どういう近所とおつき合いをされているだろうかといことで、その友達関係まで調べてですね、それをマップの中に書き込んでやっておられると。そういうのも行政のほうで少し調査されてですね、こういうやり方もありますよといことで、まちづくりの中の一環としてそういうのを指導していただけたらと思うんですけども、そういう取り組みについてはいかが考えられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 先ほど申し上げましたように、行政だけではできないものではないといふふうに申し上げましたが、今自治会、校区自治協議会といことでできておまして、その中でやはり福祉部会というものも今のところ4校区ですね、できております。私どもといたしましては、やはりそういう福祉部会の方々とつながりをいたしましてやっていきたいといふふうに考えます。高齢化が進んでるとい言葉はありますが、実はもう高齢者が社会の中心を占めるといふような状況になるのはもうすぐだといふような認識でございますし、行政は何をやるのかといと、やはり条件整備をきちんとやっていくといことかなといふふうに考えています。セーフティーネットそのものの考え方は、やはりそういう条件整備を行政は一定やる中で、地域の方々の力で一緒になってやっていくといふようなことじゃないかなといふふうに考えますので、すぐにはできないにしても、先ほど申し上げました、例えば緊急連絡関係の様式なり、そういうものについては、やはり今から先、地元の方々と協議を重ねていくといふ

うな方向に今後進んでいくものというふうに自分自身としても考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことで、これからの地域コミュニケーションづくりは福祉が中心になってやられていけることがですね、その地域のコミュニケーションづくりには非常に役立ってくるんじゃないかなと。元気な方がですね、元気なところで活躍されるのはこれは当たり前でございますけれども、そういう生活弱者とか、災害弱者とかという方をですね、地域でいかに支えていくかということ、これが地域福祉、地域コミュニケーションの中での役割じゃないかなあとと思います。こういうことから、地域で支え合っていくことが大切になっていくので、地域の福祉充実をお願いしましてこの項の質問は終わらせていただきます。

次をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 2件目。

市長。

○市長（井上保廣） 2件目の高雄地区のまちづくりについてご回答を申し上げます。

第四次総合計画後期基本計画におきましては、高雄地区につきましては、民間施行による土地区画整理事業を位置づけをしております。これは、高雄中央通り線の拡幅改良事業あるいは今王線の新設工事を行いましたけれども、それ前までには現在まで幾つかのこの区画整理につきましての提言や動きはあっておりましたけれども、現在では具体的な動きまでには至っておりません。

一方、近年の都市政策におきましては、人口減少、超高齢社会を迎え、環境問題の深刻化でありますとか、あるいは公共投資の抑制などを図りますために、これからの拡大型から抑制型へと都市政策の転換を図るコンパクトシティーの考え方が打ち出され、既成市街地の再生に重点が置かれつつございます。

また、現在の市街化調整区域内の水田でございますけれども、ヒートアイランド現象を緩和する風の道として機能しておりますし、景観まちづくり市民会議におきましては、ここから望む宝満山の景観が素晴らしいというご意見もいただいております。かつ、高尾川下流域の改修状況にも留意を払う必要があるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、区画整理事業につきましては、地権者はもちろんでございますが、地域住民の方あるいは関係者の意向が重要でございます。具体的な動きがありましたら、協議は行ってまいりたいと、このように考えております。

2点目の都市計画道路渡内家の前線でございますけれども、福岡県におきまして長期未着路路線の見直しの方針に従いまして、廃止を含めた見直し作業を現在進めておるところでございます。

3点目の南側アクセス道路につきましては、九州国立博物館へのアクセス道路となります将来構想として位置づけておりまして、現在もその考え方は変わりません。

4点目の地区内の道路の整備につきましては、地域再生基盤強化交付金を活用いたしまして、地域にとりまして安全・安心な道路となりますように、今後においても配慮してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 1項目から順次再質問させていただきたいと思います。

まず、1項目めの調整区域を都市計画で開発するかどうかということで事業をするかどうかということをお尋ねしとったんですけども、市長のほうの答弁では今のところそういう計画がないということで、ということは市のほうとしては余り積極的にこの開発については進められるような考えはないということと解釈しとっていいのかなと思います。それで、ここをですね、開発するかしないかということは、高雄地区のももちろん開発にも関係してきますし、まちづくりにも関係してきますけども、また本市のですね、やはり全体的な考え方からしてもですね、ここを開発してここに住宅を張りつければ、ここで人口がですね、500か1,000が増えるということになるかと思えます。これが、入るか入らないかではですね、また将来計画が若干違って来るんじゃないかと思えますけども、そういうことで、今のところ市としては積極的な区画整理事業を進めるという考えはないということで解釈しとってよろしゅうございましょうか、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、中林議員がおっしゃってますように、ゆめ・未来ビジョン21を作成をいたしております。このこと等につきましては、市域全体を6つのゾーンに分けて、均衡ある持続的な発展を願うには、やっていますためには、やはりきちっとした基本書が必要であると。それぞれ、これが平成17年3月作成でございましたけれども、それまではそれぞれの中での基本計画、基本構想、いわば統一性がなかったというような部分がありました。そういったマイナス面を埋める上におきまして、そういった意味におきまして、このゆめ・未来ビジョン21を平成16年度からつくり上げた。これをベースとして、またこれを拡大し、基本計画、基本構想をより綿密に練ることによって具現化を今図っておるところでございます。

高雄地域等々については、今も考え方を示しましたように、それまでは中林議員もご承知のように、平成16年以前、今まで以前等々については陸の孤島と言われておりました。そして、何ら市のほうは対応せんじじゃないかというふうなことでの質問事項も数多く今までであったと思えます。私は、そういった何を優先すべきかと、やはり均衡ある発展というふうなものが必要

だというふうなことを第一義的に考えて、やはりいろんな西の問題、あるいは全体的なまちづくりはありましたけれども、その一つには高雄地域のまちづくりの充実強化は必要であるというふうな判断のもとに高雄中央通り線の拡幅事業あるいは今王線の新設事業では、まほろば号を通す上におきましても、あるいは高雄台と高雄とをつなぐといふような意味におきましても経済効果は大きいというふうな判断のもとに行ってまいりました。そういったことを第一義的な優先順位として今現在行ってきておるところでございます。

いま一つ、今高雄中央通り線を9.5m拡幅しながら歩道を設置しながら太宰府高校のところまで来ております。これが第1期工事的な形の中で完了をしておるわけでございますけれども、それ以外にあそこに中割りして、渡内家の前線を通しますと、幅が余らないということがございます。そういったところから高雄中央通り線の拡幅を優先したというふうなことがございます。

あわせて、私が高雄地域の中で強力的にやらなきゃいかんというふうに思っておりますのが、高尾川の今度は改修事業でございます。それとあわせて、その前にやらなきゃいけないことが、今、筑紫野市の平原市長とも調整をしながら期成会を筑紫野市とつくっておりますけれども、その中で鷺田川の拡幅等々を県のほうに要請をしながら、そして市単独で、両市でできること、今現在拡幅を待っておつたらできない部分もありますので、調整池の問題でありますとか、いろんな私のイメージでは、各世帯にやはり自分の宅地内に降った雨については自分の宅地内で滞留させると、貯留させるというふうなそういった取り組みを含めて必要ではないかなというふうに思っております。それから、あその団地でございますけれども、高雄団地の星ヶ丘あるいは緑台のところにおきますところの調整池等々についても、今、草が繁茂したりというような状況等がございます。私も何度となく現場を見ながら、今も指示をしておりますけれども、調整池の用途っていいまいしょうかね、可能な限り機能を果たすような、そういった改修工事も含めて今行方予定にしておるような状況でございます。

そういった点等々がございますので、土地区画整理事業等々については、民間のそうした、あるいは地権者、関係者の意向等々が出てくれば、その時点でどうするかというふうな要望を受けなければいけませんけれども、私は、この回答の中でも言いましたように、緑地として残す、あるいは地下ダム的な要素もあるわけです。あるいは景観の部分からいえば、宝満を望む上においても景観のすばらしい地域でございます。緑を残すというふうなことを中心的に考えまして、高雄の地域の将来の発展につながる取り組みをしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 非常にあその水田地帯はですね、災害等に対しましてもですね、ある意味では高尾川の遊水池的な役割もしてですね、やはり災害の被害の拡大を防いでいくということもありますし、また先ほどから出てますように、風の通り道ということですね、非常に貴重な、そういういやしの場所でもあります。ですから、私も一時はですね、やはり太宰府

がどんどん成長している時代はですね、あそこも早く開発されたらどうかなという考えも持っておりましたけども、最近の動向を見ますと人口もこれから減っていくというような状況の中にありますので、やはり貴重な自然として残して、市民のいやしの場所としてですね、残していただけたらそのほうがいいかなというふうにも考えております。

それで、まずそういうことで、今の市長のご答弁では、積極的な開発は考えてないということでございますけども、ということであればですよ、今もありましたけども、高雄中央通り線が拡幅されました。これについてですね、これに伴ってあその真ん中に入ってます都市計画道路についてのですね、見直しをするということでございますけども、これについても県のほうの意向をちょっと待っているところだということですが、これはやはり市としては廃止の方向で考えておられるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、言われましたとおり、廃止の方向で考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 都市計画道路についてはそういうことでありますので、それは高雄中央通り線がですね、その役目を十分果たしていくんじゃないかなと思いますので、よろしいかなと思います。

それで、3番目のですね、南側アクセス道路の整備についてですね、都市計画道路を廃止するというのであれば、このアクセス道路についての考えもですね、若干変わってくるんじゃないかなと。都市計画道路を利用して高尾山の下、計画によりますとあそのゴルフ場の下あたりにトンネルを掘って国博への連絡通路をつくるというような構想で、これは夢として出しであるみたいですが、これについては市長はどのように考えておられるんですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） このことにつきましては、南側アクセス道路、回答しましたとおり九州国立博物館へのアクセス道路となるようにと、将来計画で考えておりました。私の市長室に来られると、後ろに大きくこのいろんなアクセス道路の形態の計画図を正面に据えております。私は、絶えずその計画図、南側アクセスを含めた形を見ながら、自分の信念が変わらないようにいつも絶えず見ながら執務をしておるような状況でございます。南側アクセス等々につきましては、今の高雄中央通り線の次の段階、つなぐ部分として描いておりますけれども、ゴルフ場がございます。そして、ヘアピンカーブというふうなことで言われておりますけれども、国立博物館、九州歴史資料館が現在ある部分までをぶち抜いて、そこにつなぐというような将来計画でございます。そういったことによりまして、交通渋滞の緩和を図るというようなのが平成16年、私どもが九州国立博物館誘致に向けて活動しておりました中で浮上しておる一つの計画でございます。太宰府市としては、実現に向けて、実現するまでこの辺のところ等については、いろんな国のほうの交付金事業でありますとか、いろんな活用をしながら、活用といたしましょうかね、実現に向けて努力していきたいというように思っております。このことについて

は、今1月からゴッホ展が開催されるわけですが、あるいは阿修羅展の際においても交通渋滞というようなものがございました。交通渋滞の緩和策は太宰府市の命題でもあるわけですから、このハード面での解消の一つとして南側アクセスも考えておるといようなこととございます。

ハード面だけでは考えておりません。これは、一つ必要なものがハード面の南側アクセスと
いようなこととありまして、あとは規制でありますとか道路の時間帯によつての規制、あるいは、何と言いましようかね、乗り入れさせないようなパーク・アンド・ライドでありますとか、今までも社会実験を通してございましたけれども、そういった形の中で行っていきたいといふふうを考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） このトンネルを掘るといふことで、非常に構想はいいと思ふんですけど、実現できるのかどうかといふことですよ。私、ちょっと危惧しているんですけども。これ、トンネルはですね、大体何mぐらいになるのか。それと、この費用をですね、計算されたことがあるのかなど。その費用がですね、トンネルを掘るといふことですから莫大な費用になるんじゃないかなといふことで、この費用をですね、国が全部面倒見てくれるのか、それとも市が単独でやるのか、そこら辺もありますけども、このトンネルを掘ることについての費用についてですね、細かい数字は出ないと思ふんですけども、ある程度そういう計算はできてますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 南側アクセス道路につきましては、太宰府高校から県道筑紫野太宰府線ですね、ゴルフ場のほうに入ります道路、延長にしまして太宰府高校から約1km、1,000mほどございます。トンネルの区間、非常に概算といひますか概要でございますので約500mほどになるんじゃないかといふような構想でございます。トンネルについては、1m当たり1,000万円といふような数字は概算で出ておりますので、50億円といふような数字にはなつていこうかといふふうには考えられます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） この50億円をですね、どうやって調達されるかあれですけども、この調達が可能であればですね、今市長が申されましたように、渋滞緩和も、それから市内の交通体系もですね、非常に役に立つんじゃないかなと思ふんですけども、果たしてこの50億円が、調達できるかどうかといふことを私非常に心配しておるんですけども、市長、ここら辺はどんなふうな胸算用があられるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この高雄地区周辺の整備イメージといふことで、緑に重点を置いた東部地区の住環境の整備といふことで計画をいたしております。計画をし、イメージを持ち、志を立て

なければこれは実現しません。この高雄中央通り線の南側アクセス等々については、私の市長室の上には必ず中央に据えておるといふようなことを言っております。時間がかかったとしても、このこと等については実現を図っていきたいというように思っております。また、めどもつけていきたいというふうにも思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 市長の信念でやられると思いますので、それをちょっと期待しておきますので、どうぞよろしくをお願いします。

次にですね、地域内の道路状況ということですね、これは非常に児童・生徒の通学路について、ちょっとだけお尋ねして、あとお願いしておきたいと思うんですけども、家の前今王線が開通しまして、今王橋のすぐ横にですね、小さな交差点ができておりますけども、あそこがですね、高雄台地区、梅ヶ丘地区からの子供たちの通学路で、非常にあそこを横断して新しい道路の歩道のほうに入ってくるという形になっておりますので、あそこで非常に子供たちがですね、あそこを渡るのに非常に危険を感じていると思うんですね。ですから、あそこへですね、横断歩道をひとつつくっていただけないだろうかということでご質問させていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 当該道路、ご質問の道路につきましては、通学路として利用いただいております。私も、今ご提言いただきました場所、再度調査をさせていただきますして、横断歩道につきましては筑紫野署のほうにですね、警察署のほうに要望をしてみたいという、まずは調査をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） あそこはちょうどですね、少しカーブになっておりましてですね、上から坂道ですので車のスピードが出ますし、そしてちょっと先の見通しが悪いんですね、ちょうど角は石垣もありますし、見通しが悪いんで、ぜひですね、これは早急に横断歩道で据えつけていただいて、横断歩道の標識マークをですね、つけていただければ、若干でもですね、子供たちが安心して通れるようになるかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、その交差点からですね、東側に太宰府高校のほうへ入っていく小さい路地があるんですけども、この路地もですね、東中学校の生徒、それから太宰府高校の自転車通学、それから徒歩通学の生徒と、それから地域住民の方の車がですね、非常に通りが多いんですね。あその途中はですね、非常に車がやっと1台通るぐらいの箇所が五、六十mあるんですけども、あそこも早急にですね、何とかしていただかんと、あそこも南小学校の児童の通学路になっておりますので、ここもですね、もう私も再三ですね、ここでお願いしとるんですけども、それについての整備についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） ご質問の道路につきましては、高雄中央通り線と平行に走っている道で、高尾川のすぐ横を走っている市道今王柳ヶ浦線というふうに思います。今現在、地域活性化の事業で高雄台のほうのですね、事業を推進しております。そういった部分もございますが、ただいまご提言いただきました路線につきましては、まずは調査をさせていただきたいというふうに存じます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 高雄地区のまちづくりにつきましてはですね、まだまだ課題たくさんありますけども、今回はこのぐらいにしておきまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 終わりですね。

8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました通告書記載の国民健康保険税について2点質問をいたします。6月議会に引き続きまして、国民健康保険税については質問させていただきます。

まず、平成23年度の予算編成について伺います。

6月議会において国民健康保険税の低所得者層の世帯の実態について伺いました。1つのモデルケースとして、所得200万円、4人家族の場合、介護分を含まない状況の保険税は30万2,000円で、所得の15%に及ぶことが明らかになりました。負担能力を超えているのではないかと基本認識をたじましたが、答弁では、ある程度安定した運用のためには一定の負担をお願いしているという答弁でした。しかし、さらに資格証明書の発行状況について質問いたしましたが、平成22年度で1,189世帯のうち1,070世帯が所得200万円以下という答弁もあり、多くの世帯で高い国民健康保険税に苦しんでおられる様子が容易に想像できますが、これから編成される国保会計の平成23年度予算において、低所得者層に配慮した予算編成を行うことを要望しますが、答弁を求めます。

次に、国保の広域化について伺います。

高過ぎて払えない国保税、増え続ける無保険者など、貧困と格差が広がる中で市町村国保の危機的状況が深刻になっております。こうした事態への根本的な対応策を民主党政権は行わず、さきの通常国会では国保の広域化を推進する法案を通し、後期高齢者医療制度の見直しとともに、それと連動させて医療保険の都道府県化、広域化を推進しています。通常国会でそれらの関係法案が成立したことを受けて、知事による広域化等支援方針の策定と市町村国保の対応が焦点になってきています。広域化等支援方針は、都道府県、市町村、国保連合会の担当者で構成される市町村広域化等連携会議での議論と、市町村からの意見聴取を受けて知事が決定

することとなっております。厚生労働省のアンケートに対して福岡県は、本年12月に策定するという回答をしております。今後進められる国保の広域化によって、太宰府市の国保加入者、また国保財政にどう影響があるのか、それへの対応策をどう考えておられるのか基本認識を伺います。

再質問は自席でさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1項目めの平成23年度の国民健康保険事業特別会計の予算編成についてでございますけれども、国民健康保険事業の安定的な事業運営を図っていきますためには、歳出、歳入の両面から健全化に向けた取り組みの強化が必要不可欠であるというふうに思っております。平成23年度も財政的には大変厳しい状況が想定されますけれども、このことを踏まえまして予算編成を行ってまいりたいと思っております。

次に、2項目めの広域化への対応についてでございますけれども、全国的に市町村国保については非常に厳しい財政状況下でございますので、国民健康保険法の改正によりまして、福岡県も広域化等支援方針の策定に取り組まれているところでございます。医療は全国平等であるべきだと私は考えておりまして、全国市長会でもこのことについては要望をしておるところでございます。

詳細につきましては、担当部長から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） まず、1項目の平成23年度の国民健康保険事業特別会計の予算編成についてお答えをいたします。

景気の低迷により国保税の伸び悩みによります収入の減少、対しまして支出では人口の高齢化等によります医療費の増加が見込まれますので、平成23年度も大変厳しい財政状況になると思われまします。したがって、平成23年度の歳出につきましては、毎年度経費の削減には努めておりますが、さらに必要なものを見きわめまして計上をさせていただく予定でございます。また、医療費の適正化、収納率向上等に継続して力を入れてまいります。所得の低い世帯の方へは、7割、5割、2割など所得に応じた軽減や、解雇、倒産などで職を失った非自発的な失業者の方は前年の給与所得を100分の30に減額して保険税を算定するなど、新たに低所得者への軽減措置が講じられていますので、制度改革による推移を考慮しながら、平成23年度予算編成を行ってまいります。

2項目の広域化についてでございますが、全国的に市町村国保は厳しい財政状況にありますので、国民健康保険法が改正されまして、都道府県は市町村国保事業について運営の広域化、または財政の安定化を推進するため、市町村に対する支援方針を定めることができることとなっております。

福岡県では、本年12月までに広域化等支援方針を策定する予定で取り組まれており、今月16日に市町村を集めての1回目の会議が予定されておりますので、現在はまだ具体的な内容に

については情報がない状況でございます。

また、福岡県市町村国保広域化等連絡会議は、県内の各地域の支部の代表が支部の総意をもとに参加し、協議を行うことになっておりまして、筑紫支部は本年度、那珂川町さんが支部長をされておりますので、綿密に意見を交換し、連携を図ってまいりたいというふうに思います。

なお、広域化によります国保加入者、国保財政への影響につきましては、現時点では詳細な内容が明らかではありませんので、今後の会議において影響並びに対応について考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） (1)(2)と順を追って幾つか再質問いたしますが、まず、今、福祉部長のほうから答弁ありました予算編成に関して、減免制度の具体的な税率の話もありましたし、本年の4月からの新たな法改正のもとでの100分の30として算定する、そういった減免措置の紹介、答弁もありましたけども、では今の状況をさらにちょっと掘り下げて伺いたいんですけども、先ほど答弁ありました100分の30の保険税の算定の状況ですね、6月から6月、7月、8月と既に3期保険税の支払いといえますか、そういったのがあったと思いますけども、その適用を受けておられる、要は対象者がどれぐらいおられて、その中で保険税がその100分の30でも払えないという事態は発生しているのか、今、状況どの程度つかんでおられるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 非自発的失業者の関係でございますか。8月末の申請の件数につきましては198件でございます。軽減金額といたしましては2,875万6,000円。この方そのもの、これ以上のことはちょっと今の現段階ではですね、詳細には分析できませんので、現段階ではこの状況ということでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） これは、もう現段階で把握できないということですから要望いたしますけども、その中で例えば、要は国保税の滞納が発生している状況とか、詳細つかんでいただいて対応策はとっていただきますように要望させていただきますので、よろしく願いいたします。

それで、予算編成について、これから予算編成を行っていくということでもありますけども、やはりじゃあこの所得200万円の場合というようなことも、6月議会でも、そして今議会でも申し上げておりますが、その低所得者層への配慮、例えば減免の部分があるからもう大丈夫であるというような認識で今、国保行政進められておられるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 国の制度というふうなところで保険制度というのはずっと来ておる

ということでございますし、何度も申しますように、制度そのものの根幹そのものを変えないことには、やはり全国どこも同じような状況でございますから、これでいいということは当然私どもとしても考えておりません。ですから、国庫の負担を増やしてくださいとか、あらゆることを県市長会、国、全国市長会を通じて国へ申し上げていく、そういうことでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それと、要はもう一個、その資格証明書の発行の状況でも、当然、資格証明書発行というのは、その発行世帯1,189世帯のうち1,070世帯が所得200万円以下ということも先ほど壇上で述べましたけども、この中に当然小・中学生、高校生のところについては法律の改正がっておりますので保険証の発行がされているということは私も認識はしておりますが、ただ、じゃあその保険証を発行したから安心なのかというと、また別の問題があると思うんですね。要は、病院の窓口に行ったら3割の負担が発生します。それで、例えば風邪とか、要は外来で済むようなものならいいんですけども、例えば入院した、けがされて整形外科でもいいです、一例挙げれば、けがをされて手術発生した、1週間あるいは、整形外科ですから、1週間入院すれば大体もう退院というような形になるんでしょうけども、そういった入院した場合ですね、特に手術が発生した場合、10万円を超えるような、大体10万円前後だと思います、それは手技によってまた違ってきますけども、そういった高額の出費が発生するような状況が容易に想像できると思うんですけども、そういったところに対する、あるいは相談の窓口、対応策等は持っておられますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 通常のその世帯の状況によりまして高額療養費とか制度もございませう。今おっしゃっているのは、例えば窓口負担の関係とかそういう軽減のことではないかなというふうに拝察いたしますけれども、やはり保険そのものの制度というのは、病院での窓口負担を世帯の収入状況で今のところ変える、法律的にはあるのかもしれませんが、現実的にその運用というのがどの保険者でもできているわけではないと私は思っています。それは制度そのものですから、きちんとした制度設計をしておかないと状況がいろいろ変わるからここではこうというふうな市町村で任意にやはり変えるというのは非常に難しいというふうに考えておりますので、やはりこれは制度設計そのものの中での考え方の中で、今から先の論議の中で国でやはりきちんとしていただくということでしか私はないのかなというふうに現段階では思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 健康福祉部長、正解なんですよ。窓口負担のことを私言っていたんですね。意思が通じているなど安心したんですけども。それで、制度設計ということでは言われたけども、じゃあ現状の国保法の中でそういったことが難しいのかというと、私はできるというふうに解釈しているんですね。それは、具体的に言いますと、国保法の第44条では、保険者は特別な理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条または前条の規定による一部負担金

を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置をとることができるとして、3つ挙げられております。1つが一部負担金を軽減すること、2つ目が一部負担金の支払いを免除すること、3番が保険医療機関等に対する支払いに変えて一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予することというふうになるんですけども、現状でも国保法でこれができると私は解釈してますけども、この国保法44条に基づいた対応策を太宰府市はとられておられますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 先ほど申し上げましたように、制度設計、法そのものの中で、今議員さん言われましたように、あるのは事実でありましようけれども、それに伴います、じゃあ具体的な指針なり考え方なり示されているわけではないというのが現状だと思います。ですから、太宰府としてもそこがない以上、太宰府だけで、本市だけでその基準を設定するというのは現在としては厳しいというふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 太宰府市では厳しいということでしたけども、福岡県下で調査等はされてますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 済みません。現段階、私、存じておりません。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） これは、もし仮の話ですけども、こういった今後44条の適用を求めてですね、保険者の方が来られてできないと、制度が要は難しいということで1回帰られたときに、国保の審査会のほうに裁定等を求められることも容易に私は想像できると思います。そのときに国保の審査会、これは沖縄県の事例ですけども、法律に基づいた対応をするようにという裁定を出している実態が、既に日本の沖縄県でも起きておりますし、同様のことが起こっておりますので、私はこの国保法の第44条に基づいた制度をまず市として設けるように、とりわけ平成23年度の予算編成の中で取り組むべきだと思いますが、今後そういった点含めて財政当局と協議していただきたいと思いますが、それについていかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 来年度の予算編成そのものにつきましては、国保の決算の状況がございいますから、そういうものを加味しながらどのような形でやるかというのは十分内部で検討していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 国保のあの決算の状況というのは、確かに今議会提案されております決算の中では国保の赤字であるという決算も上げられておりますが、それは、例えばじゃあ一般会計との関係からいうと、一般会計では8億9,000万円の剰余金、黒字決算という形の提案もされておりますので、当然その黒字、8億9,000万円の使い分けについては、各基金等への積み上

げとかという形で示されておりますので、市長が言われたその福祉の部分についても、地域福祉基金へ1億円積み立てられたりとか、当然理解する部分もあるんですけども、じゃあ、例えば太宰府市の国保の状況、そういった部分をやりくりしていただくというのは難しいのかということもですね、検討はこれはしていただきたいと思いますし、この部分についてはまた来週決算特別委員会もありますので、もう少し決算委員会でも掘り下げて伺いたいと思いますので、ぜひその点だけは詳細、再度財政当局と協議をお願いしておきます。

それで、次に広域化の問題ですけども、広域化のほうに移りますが、今月16日に全県の市町村を呼んでの会議があるというのは、これは具体的にもしわかっておられればさらに詳しくお願いしたいんですが、どういう形の会議なんでしょうか。県が要は一方的に説明する形になるのか、それとも具体的に市町村から何か質疑応答あるいは具体的な個別の事例等のそういったところまで踏み込んで提案できるのか、どういう会議の内容になるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 第1回目でございますので、県から資料を渡されまして、それに基づきます説明があるという段階でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それで、その広域化についてはですね、当然国保年金課のほうでも国保新聞購読されていると思うんですけども、8月1日付の国保新聞で厚生労働省の担当の国保課長が静岡で行った講演の内容が載ってございましたけども、要は今回の高齢者医療制度改革は市町村の広域化を進める上で大きなチャンスだということも強調した上で、今回の機会を逃すべきではないと、議論の参加を怠って年末に発車するバスに乗り遅れると当分そのバスは来ないですよと言って、自治体と都道府県と県に意思統一図って議論するべきだというような講演内容も行っておられますけども、それで、この広域化というのが、単純に県がですね、要は保険事務とか全部行うのかというと、またそういう形ではなくて、市町村の中でもまだ役割を担う部分があるというようなことも同じように講演の中で資料として出ておりますけども、市町村や都道府県の中には、都道府県の単位化をするとすべての事務が都道府県が実施することになると考えておられるかもしれないが、今の段階で具体案が示されていないからそう思われるのもいたし方ないけれども、実際には都道府県単位の運営主体と市町村も一部の事務を担ってもらいたいというようなことも言っているんですね。ということは、当然、国保のそういった事業そのものは県がやるんでしょうけれども、また後期高齢者医療制度と同じように被保険者さんの相談等は一定また市町村が私は担っていくのかなというふうに想像するんですけども、今後やはりですね、県に、これから9月16日、1回目があって、これからもう12月には策定するという福岡県のスケジュールですから、そうなってくると相当会議の回数もこれは多くなってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、しっかりですね、太宰府市としても、とりわけ低所得者層への配慮等ですね、保険税がさらなる引き上げになるようなことがないように、そういった実態も含めてですね、調査といいますか、意見を言っていたいただきたいんですけど

も、まず市町村広域化等連携会議の当番が筑紫地区のほうでは那珂川町であるというふうに言われましたけども、那珂川町との協議については具体的にいつから始められるとか、そういった部分、お持ちですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 県がどのようなスケジュールで示されるのかというのもございますし、当然、第1回目の会議があれば、その後早急に筑紫地区での会議を持つというのは当然でございます。そういう中で、何も示されていない中での話でありますから、ただいづれにしても、議員さんおっしゃいますように、広域化といっても、やはり保険料の基準保険料の設定とかですね、それから収納率対策とか、もろもろやはり市町村にかかってくる部分はあると思います。そういうのは、今から先、どうせ詰めていく中身になってくると思いますので、まず今後の会議の進捗というのをこちらからも積極的に働きかけながらやっていくことかなというふうに感じております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） そうですね。ですから、当然筑紫地区の中でも一定保険税、国保の運営のあり方そのものが違う部分が当然あると思うんですね。例えば、一般会計からの法定外の繰り入れについても本市では行われておりませんが、春日、筑紫野では行っているとか、いろいろそういった自治体、自治体によって細かなところを突き詰めていけば、もっと大きなそのものの制度の違い等もあると思うんですけども、それが私が1点危惧するのは、要は平準化とかよく言いますが、1つの当然今、そういった、ばらばらという言葉があれですけども、それぞれの自治体で違うルール状況のもとを一つに合わせるというふうにするということになると、当然、悪い方に平準化するのか、いいほうに平準化するのかという問題もありますし、間違っても私はそれが悪いほうに合わせるような形で行われるべきではないと考えますが、その点については、当然太宰府市を代表して国保の担当課のほうで市長当局とも協議の上で、そういった会議等に出られるわけですけども、その部分の会議に挑まれるですね、基本方針は、私は、悪いほうに絶対合わすんじゃないで、いいほうに平準化に向かっていくような平準化作業等を進めるというような認識で会議に出ていただきたいと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 当然、福岡県下でも収納率でありますとか赤字の状況とか繰り入れの状況とかさまざまでございますので、当然そういうもろもろをきちんと一定整理すると、そういうことが広域化の中での作業かなというふうに感じておりますから、そこについては、今から先の会議の中身でしかありませんのでこれ以上のことはちょっと申しにくいんですけども、そのようなことが始まってくるかなというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まだ制度、広域化に向かってというのは、これから当然走りながらやっ

ていかなければならないことだというふうには、いろいろ当然国保年金課の担当のところでもいろいろ苦勞といたしますか、見えないものが、まだ具体的なものが何も示されてない中で12月に策定するというような県の方針に向かっていろいろご苦勞されている部分はあるかと思うんですけども、ぜひですね、住民の皆さんが広域化によってさらなる国保税に苦しむというようなことがないように、太宰府市としてもその点だけは県当局ともきちんと話し合いを進めていただきたいということも要望しておきますし、まだ広域化については時間もありますし、私も12月、3月とまだ質問する機会もあるでしょうから、その後どうなっているのかということぐらいいは、今後どこかで質問させていただきましますということを最後に予告させていただきまして、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 今回の一般質問については、1項目めに生活保護行政の充実、一般財源負担軽減対策の実施についてと、2項目に文部科学省は来年度から公立小・中学校児童・生徒の学級編制の見直しを決定いたしました。また国会で予算決定がなされておりましたが、教育委員会の対応について伺います。

内容について、一般質問の原稿については、もう現在こういう通告をして各議員の皆さんに配付されている内容を執行部も持っておられますので、まずこの部分について回答を受け、自席で再質問を行います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 武藤議員、議事録に質問の内容が載らないんですけども、よろしいですか。

市長。

○市長（井上保廣） 生活保護行政の充実、それから一般財源負担軽減対策の実施についてご質問にお答え申し上げます。

生活保護行政につきましては、一昨年のリーマン・ショック以来、急激な景気の後退、さらには雇用情勢が急激に悪化したことに伴いまして、雇用でありますとか、あるいは雇いどめなどが大規模に発生をいたしまして、失業者が増え、生活困窮者に対する相談でありますとか、あるいは生活保護受給者は増加の一途をたどっておる状況でございます。今後、被保護者が地域社会の一員として自立した生活を営むことができるようにするために、日常生活の自立支援、あるいは社会生活自立支援等の支援策を実施していくことが私は必要であるというふうに思っております。

詳細につきましては、担当部長より回答させます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 一昨年来の急激な景気の後退によりまして、生活困窮に伴う相談件

数や生活保護受給者は増加しております。こうした状況を踏まえ、できるだけ稼働できる対象者の相談に乗り、就職につなぐことが必要であり、最も重要だというふうに認識をしているところでございます。

行政事業予算の配分方法の検討や市、団体が行います事業に対する雇用促進などのご提案につきましては、一つの方法として受けとめております。事業の内容など、できるかできないか、課題、問題がないかなど多方面から研究を要すると判断をしております。

本年10月より生活保護受給者を対象にいたしました就労支援業務を行い、就労支援相談員を配置し、相談や指導を行っていく予定にしております。

被保護者には、不安定な就労しかしたことがない方や、就労経験のない方、求職活動の方法がわからない方、就労する自信がない方などさまざまな方々がいらっしゃいますので、就労支援員とケースワーカーと一緒に就労意欲の喚起をしていくことがまず必要であるというふうに考えています。その後、履歴書の書き方や面接時の注意事項、職業情報、就職相談、指導、キャリアカウンセリング等を行いまして、ハローワークに同行し就職につなげていきたいと考えております。短期的就業ではなく、やはり長期的に安定した生活ができるようやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長さんや部長さんから回答いただいたことは、行政としてですね……ちょっと音量下げただけませんか。どうもありがとうございます。市長さんの回答や部長さんの回答、よくわかるんですが、今ですね、こんな不況が来るとは思いませんでした。中小企業が次から次にですね、廃業に追い込まれる、売り上げが伸びない、リストラ、こんな状況で、今完全失業者が118万人というふうに言われて新聞報道でもなされておりますが、私、監査の中で、今後太宰府市の生活保護行政についてどうなるのかというのを、以前は県下で2番目でした。小郡市が一番少なくて、2番目が太宰府だったんですが、現在3番目になりましてね、今後また増えるんじゃないかなというふうに思っております。通告文書にありますように、やはりこの生活保護の総予算、決算また今回の補正を見てみますと、9億円を超えていると。扶助費の、太宰府市全体決算で見ますと24億7,000万円近くありますが、さまざまな扶助費があることはもう事実ですが、生活保護にやはり総予算が9億円、しかもその負担が、当然国の負担もあるわけですが、生活保護については、その4分の1が太宰府市の負担になるわけですね。そうすると、これは2億円を超えているということ、また今後、リストラされたり高齢化や老齢福祉年金だけでは生活できないという状況の中で、生活保護行政がどんどん申請が多くなる、受給者が増えたときには、これが2億円が3億円になり、こんな状況になるのをやはりどう生活保護の一般財源の負担を減らすかというのが私は大きな課題だと思うんです。当然憲法25条に基づいて生活困窮の場合は行政は生活保護申請を受けなければならない義務があるんだと。だから、生活ができなければ、行政の仕事と

して憲法25条に基づいて申請は受け付けなきゃならない。それについて、国からの補助金ももらわなければなりません、一般財源の持ち出しが当然増えてくると。これを減らす方法として、私の考え方なんです、行政側としては何らかの形でですね、検討いただけないかというのが質問の第1項なんです、来年から窓口に就労支援指導員を配置するというふうにお聞きになっておりますが、部長さん、就労支援指導員にどういう仕事をお願いしようというふうに考えられておりますか。ちょっと簡潔にご回答いただきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 10月からということで今考えているわけですけども、先進地で実績とかもいろいろ聞いたりして、やはりそういう専門のところ、個人というより組織としてそういうところから来ていただいてやるということでありまして、ハローワークが行っております事業の紹介、訓練講座とか資格取得、そういうものをまず指導、紹介を行う。それから、ハローワークへ対象者と同行訪問を行う。それから、必要に応じて対象者への家庭訪問、ケースワーカーと一緒に向う、大体このようなことを10月からは考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、就労支援員と一緒にハローワークに行ったり、就職活動といいますが、ハローワーク行ってみませんか。あの足の踏み場もないような状況。もう本当仕事がない。今、正規の社会保険、厚生年金を持って、しかもパートでという状況の方が多くてですね、やはりああいう大企業や放送局や九州電力とかですね、大企業の正規の、はっきり言ってボーナスがあったりする職員という部分は本当に少なく、非正規職員に扱われるような状況が多いんですね。時給800円ぐらいとか、夜間で大体1,000円ぐらいの状況の中で、なかなか本当に仕事も年齢的な問題もあるんですが、部長さん、もう一度、生活保護の資料も決算の中には出てますが、働く意欲のある人は、今、生活保護受給者の中で若い人でも、若年層でもありますが、大体100名以上おられるんじゃないでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 通常、15歳以上60歳未満というふうな考え方をいたしますけれど、そこで私どもとしては、それ以上はまだ働ける方ということで、一応65歳まで見たときに55人ですね、55人です。そういうふうにとらえております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 55人の方が働いて月に7万円から8万円ぐらいの収入を得ることになりますと、いろんなこの生活保護の中の住宅とか生活扶助とか、こういうものについて55人が働くことになると、どのくらいぐらいの生活保護の負担率が少なくなるかというような計算はされたことはありますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 実は対象者、就労可能な方がそのような形、人数でいらっしゃるということでありましてですね、実際一人一人さまざまな状況を背負ってありますので、単純に

その予算的なものでは今のところ見ておりません。最初に市長がご回答申し上げましたように、自立支援といいますのは、経済的自立だけではなくて、それ以前にやはり社会的自立とか、日常生活自立というのが絡んでおります。そういうもろもろ全体の中で、その人がやはり就労していけるような、そういう支援をしなくてはいけないというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） やはり働く意欲を持たせること、自立させること、これが福祉行政だと思うんですね。当然病気になるって労務不能になったり、高齢で親族やそういう援助が受けられない場合については、憲法25条に基づいて受給させることは、それはもう義務で記されていますが、やはりあなた方の指導はいつも支給日に面接をされて、何でもいい、1日でも2日でもいい、働く意欲をという形で指導されていることはよく理解できます。ところが、仕事を見つけようと思っても仕事がない。本当にケースワーカーの職員の皆さんの努力というのは大変な努力をされていると思うんですね。今、福岡県全体でもそんな状況なんですよ、どこの自治体も。仕事が見つければいいんですが、自立をしていけばいいんですが、ここにあるのは亡くなられた方とかですね、そういういろんな状況があって、申請と廃止の関係のも、もう決算資料の中につけていただいておりますが、今、これだけの生活保護が9億円を超える予算の中で、市が持ち出しが来年度からひよっとしたら3億円ぐらいになるんじゃないかな。3億円ということはですね、もうこれを少しでも減らすということ。本来3億円というのは3倍の仕事ができるわけですから、12億円の仕事ができるわけですが、生活保護全部がなくなるとかありませんけど、やはり生活保護受給者が働くことは、報償費を払うという制度があるんですが、その報償費は適正にやはり指導されておりますか。部長、部長さん、報償費。本人が1カ月2万円稼いできましたとって報告しますね。そうすると、当然食事は自分のところでしなければならなかったが弁当が要ったとか、交通費が要ったという場合について、2万円の仕事をしてきたという場合は、どのくらいの報償費というか、努力費、本人の努力を認めて2万円のうち幾らを生活保護から差し引くようになっているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 収入金額でずっと段階がございます。それとあと、家族の状況、人数でもまた変わりますけども、今おっしゃった2万円と仮定したときに、1人の世帯であれば1万410円、それが差し引かれる形になりますね。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 1万410円を生活保護費の中から引くということで、後は本人にということですね。そうすると、本人が働くことによって生活保護の中で、はっきり言って5,000円近く上乘せになるということになるんですね。そうすると、その分は一般財源もその3分の1減ってくるということになるわけですね。ところが、今、あなた方に就労支援員を配置したりして仕事を見つけていただくとか、働く意欲をそそるけど、今あなた方に仕事を確保できて、こういう仕事がありますが、この仕事を1日でも2日でもしませんかというよう

な、そういう仕事ですね、ハローワークに行っても難しい場合があるんですが、担当課でこういう仕事をあなたはぜひ簡単な仕事ですができますが、働く意欲があるならば働きませんかというような、そういう制度はあなたのほう独自に持っているんですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 先ほど申しましたように、やはり生活の安定ということをまず第1に考えているところもございまして、もちろん就職先がない、ハローワークもいっぱいということはあるにいたしましてもですね、やはりもう本人、ご家族の自立支援をできるだけやるというのが第一にありますから、1日の仕事とか、ちょっとした仕事を紹介するということろまでは今のところではやっていない状況です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 皆さんも今度の事務報告、今あなた方持っていると思うんですが、13節15節の執行一覧表というのがありましてね、これだけ行政が単独、それから補助事業をやっているわけですね。それで、この事業についてですが、たくさんずっと見ておりましたね、簡単な仕事としては81ページに、さきの選挙のですね、チラシ配りを佐川急便にお願いをしているんですが、チラシ配りぐらいは生活保護の方々をお願いできないかなあと。そして、本当に配られているかどうかを検討するとか、それから太宰府市、101ページからずっとあるんですが、シルバー人材センターに出しておりました私もよく見るんですが、具体的に今、草刈りしていただいているんですね。草刈りは、年に何回かやられているようですが、草刈りの指導、ああいう機械を使う方と、それから草を刈ったものを袋に入れる人とですね、暑い中ですがやられてますが、やっぱりシルバー人材センターに生活保護受給者の方、何人でもですね、できれば指導をしてもらって、軽微な仕事として草を刈ったものを袋に入れるとか、車に積み込むとかですね、こういう仕事ははっきり言って101ページからずっとあるんですが、私、緊急雇用創出の関係でいろんなところ行きましたら、西鉄ストアとかマミーズとか明治屋さんのところにずっと1日おられまして、そして皆さんが持ってくるペットボトルとか発泡スチロールとかを仕分けをですね、じっと見ておられて、正しく分別されとるかというのをですね、こういう部分についても何人かおるんですが、そんな重労働じゃないですね。正しく入れていただいているかどうかの部分なんかもですね、そういう予算を担当課がですね、やっぱりもらうというか、これに、何かリサイクル分別指導委託というのをですね、「まちづくり地域自立就労支援センターアタック」というところに852万330円昨年使っているんですよ。

だから、私は今言いますように、ケースワーカーの職員や部長や所長も含めて職員一体となって指導しているんですけどね、今の縦割り行政、市長さんの部分もあるんですが、教育長さんのところもあります。文化財の四王寺の草刈りだとかですね、そういう軽微な仕事を全体的に建設課もそうなんですが、まずこの2億円から3億円まで膨れようとしている一般財源を抑えるために、公共工事の入札についても現場の後片づけに生活保護受給者を1週間でもいい、10日でも使ってくれとかですね、そこで支払い証明書を出してくれんかと、こういう部分

についても、福祉事務所の職員が幾らハローワークに行っても、個々、個人の企業に行っただけでなかなか難しいわけですが、まず行政の市長さんや副市長さん、総務部長おられますが、まずこの一般財源の持ち出しを少なくするために公共事業の配分を少なくとも10%、やはり福祉行政のほうの生活保護の一般財源を減らすために持っていくような方法がですね、やはり内部の部長会議、担当部とですね、やっぱり協議をしないと。これで1,000万円減ったら、やはり3,000万円の仕事ができるんですから。そこを私は、福祉事務所が一生懸命努力いただいています。特に納税課もですね、徴収には県下でも上位といういつも評価をいただいています。ただし、今から先の財政の中で行政が一生懸命この太宰府の財政、努力していただいています、この不況がいつまで続くかわからないときに、どうこの有効な、納めていただいた市民の税金を有効活用するか。その方法としてですね、やはり大変な金額が予想されますが、その辺、今、福祉部長さん回答いただきましたが、建設経済部、それから教育委員会の軽微な仕事の少なくとも1割ぐらいを福祉行政の仕事確保に与えるように、できればその権限持っておられるのは市長さんですが、内部検討していただいてですね、今度も補正予算で生活保護世帯の方が増えたのでですね、補正予算が上がってましたよね。補正予算として上がりますが、この生活保護の関係で見ますと4,425万円ですか、それから5,900万円というような状況ですが、大体何人ぐらいの、これ5,900万円追加しなきゃならなくなって、最終的にはこの補正だけで1,475万円、総体的には当初8億4,776万円が最終的には9億676万円、こういう状況で、前年と比べて2億2,669万円増えてます、昨年からの決算から見てもですね。こういう増えるたびに補正をしなきゃいかん、一般財源を保護していかなきゃいけないという状況がありますが、今度はこれ、何人ぐらいの補正になるんですか。その上で市長さんからちょっとご回答いただきたいと思っていますので。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 人数というのは非常に難しいところがありまして、家庭状況いろいろありますから、平均というよりむしろ今の伸びの中で、少なくとも12月までのところを見込んだところで今度計上をさせていただいております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長さん、この貴重なですね、1年間の単独事業、それから補助事業、そういう状況がありまして、私のほうもこれをずっと監査とはまた違った形であなた方が出していただいた資料を見ておりまして、やはりこの公共事業を有効にですね、指名業者、落札業者、いろんな形にですね、やっぱりお願いをするというか、軽微な仕事があるんじゃないでしょうか、少なくとも3人から4人を1週間ぐらい使っていただけませんかというようなお願いとかですね、それから配分も、やはり生活保護のほうの予算のほうに回して行って、仕事をさせる。仕事をすることによって、本人も自立できるような道ができるという状況もありますし、まずこの機構をですね、福祉行政、生活保護行政を大きく転換する時期じゃないかと思うんですが、この辺は最終的には幹部会や市長の指示がないとできないんですよ。この辺を市

長さんはどういうふうにお考えになっているかお聞かせいただければと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、ご質問でございますけれども、いかに生活保護受給者の皆さん方が自立していくかということ、経済的な自立も、あるいは社会的自立も含めたことでございますけれども、私どもは、この一般質問の回答をしたため、そして原案を勉強会を1日じっくり開いております。その中でその議論はいたしました。やはり生活保護者の皆さん方が自立できるような就職の雇用そのものを、市の、小規模でございますけれども、市は市なりの今言われました委託業でありますとか、あるいはシルバー人材センターに今配分しております公的な仕事、この配分を緊急的に見直して、その配分の幾らかでもそちらのほうに回すと。あるいはその中に今も言われたように入っていて、同様に体を使って、できる人については働いていただくと、そういった意欲がわき立つような、やはり言葉やハローワークだけの指導ではなくて、そういった形で取り組んでいこうよというような形で指示もし、そしてともに議論したような状況でございます。今回10月から配置しますそういった指導員等々についても、その視点で、あるいは町内の企業を回るとか、そういったところで、その人ができる範囲内の中で行うと。あるいは公共事業も言われました。公共事業をやる中において、必ず交通整理、安全確認、安全の部分はあるわけでございます。それも議論をいたしました。そういった形の中で、できるような入札時に条件といたしましうかね、お願いするなり、そういった形の中での指導をあわせて総合的に行っていくことが私どもが大事だと。今、市庁舎の職員、ここ聞いておると思いますが、もとは縦割りでいってございました。まだまだ100%それが払拭したとは言いがたい面もありますけれども、今横流れの中ですべて行っております。歴史まちづくり法を例にとってもしかりでございます。教育委員会の文化財等々が主力でありましたけれども、この文化財も活用というような面から、都市計画、まちづくりの視点から見ようよというふうな形で兼務事例を出したり、一緒になってプロジェクトつくって行ったり、その成果が今年3年間の歴史風致維持向上計画の中で認められまして本申請を行い、そして、例えば小鳥居小路線でありますとか、あるいは歴史の散歩道が50億円、60億円の経済効果が出てくるような、そういった認定を受けるべく、今時期に来ています。総合的にこの生活保護受給者の自立機能に向かって、私どもは進めてまいりたいというふうに思っております。同感でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 一般質問を通告をさせていただいて、内容も業者側のほう、市長さん初め担当者がわかるような内容で原稿は出しておりませんでした。私はやはりこの財源というのをですね、少なくする、一般財源を少なくすることはどうしたらいいかなということ、私自身も考えました。やはり建設経済部長や教育部長、それから管財、財政担当が、入札のときにですね、業者にやっぱり頭を下げると。ぜひ何人でもいいから、後片づけ、ごみの整理とか掃除とかに1人でも2人でも使ってくれんかとかという、やっぱり行政が頭を下げ、そしてその実績があればですね、やっぱりそれがもともと発注した工事代金が一部でも太宰府市に

返ってくるということですから。それと同時に、ある予算を少なくとも仕事確保のために福祉課の保護係にですね、こういう仕事があるからシルバーに行って1日、2日、難しい仕事じゃありませんけど、今こんな暑いときですが熱中症に注意しながら働いてくださいとかね、やっぱりそういう補助金を出す、その内容をやはり大きく見直す時期じゃないかなと。太宰府市の私のほうの監査意見書の中で24億円が扶助費ですよ。建設の工事請負費が大体13億円ですよ。もう本当ほんのわずかでもいい、それを生かすかどうかというのは、一般財源の持ち出しが少なくなること。ただし、生活保護受給者を切りなさいというんじゃないですよ。今から先増えていく中で、どう一般財源の持ち出しを少なくするかというのは、今後も庁議でですね、具体的に検討いただいて、質問したところ内部で検討いただいたということですが、今後本当にこれが負担が少なくなるように、最大限のですね、執行を要求をして、1点目はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） ここで14時35分まで休憩します。

休憩 午後2時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

教育長。

○教育長（關 敏治） 小・中学校の学級編制の見直しにつきましての回答を申し上げます。

少人数学級に対する意見や要望はこれまでも多数寄せられておりますし、教育委員会といたしましても非常に大きな課題であると認識しております。

通告書にありますように、今年8月27日に文部科学省は新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）を作成しております。その趣旨は、新しい学習指導要領を円滑に進める、それから生徒指導上の問題に対応する、先生方一人一人の子供に対する時間を確保する、こういうことによって充実した教育、質の高い教育を行うというのがねらいでございます。

具体的な計画は、来年平成23年度には小学校1年生、2年生を35人学級に、以下平成24年度に3年生をとというぐあいで、平成27年度に小学校6年生を、また中学校は、平成26年度から1年生、平成27年度2年生、平成28年度3年生、それが過ぎまして平成29年度に小学校1年生を30人、平成30年度に小学校2年生を30人という計画を作成しております。時間が随分かかるようでございますけれど、こういう具体的にですね、計画を示されたということは非常によかったなと思っております。反面、私ども内部でいろいろ検討しておりましたが、何か足元すくわれたような、そういう感じもいたしております。

私ども教育長会といたしましても、国及び県にその実現に向けて要望してまいりたいと思っております。

本市といたしましても、今後今から予算要求等があるわけでございますので、そういう国や県の動向を見ながらですね、太宰府市として検討しましたことを含めながら総合的に勘案する

必要があると思っております。方向性といたしましては、少人数学級の実現に向けて前向きに検討してまいります。

いずれにいたしましても、クラスの人数というのは学校教育の根幹にかかわる部分でありますので、いろいろな面から検討を加えながら取り組んでまいりたいと思います。

なお、市単独の教諭の採用につきましては検討にまで至っておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私も何回か紹介議員になったり一般質問をしたり、私以外の議員さんもこの少人数学級制の問題について再三質問をされた経過です。今回も意見書が上がりまして、総務文教常任委員会では全会一致で可決をして国に意見書上げるようになりました。そういう状況の中で、今ちょっと参考的にですね、小学校で1クラス22名とかですね、24名の小学校があるんですが、大体40名が今までの基準だったんですが、最高の生徒数、児童数、最低の児童・生徒数について、大体簡単にわかればちょっと参考的に報告いただけませんか。ここへ私のほうも生徒総数は事務報告には載っているんですが、いきますと、太宰府南小学校あたりは21名とか22名ですね。そういう状況ありますが、参考的に本来は35人学級と言いながら、児童・生徒が少ないところは二十二、三名になっているところもありますので、そこはもう35人学級にする必要はありませんが、ちょっと参考的に太宰府市で児童・生徒数の一番少ない学級、それから40人に近い学級が大体どのくらいあるか参考的に報告いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） どうも失礼いたしました。非常にですね、多いところを大体40人、37人、8人となっているところもあるんですが、これは例の特例を使いましてですね、学級を分割して30人程度としているというところもございます。単純に40人を基準だけで考えますと、やはり40人というようなクラスも出てきます。実際的にはですね、平均しまして1年生ですと、一番少ないところは大体1クラス平均22人ですね。それから、一番多いところは、今言いましたように40人となりますので、プラス1をいたしまして、大体30人程度にしていると。あとですね、35人、37人というような学級もございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、教育委員会としても、太宰府の中で、まず小学校の教諭の確保がですね、教科担任じゃありませんので、それなりに35人学級になった場合については、小学校の先生の確保は来年度からですが、法律が改正されて30年ぶりになるわけですが、小学校の先生の確保は可能ですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど内部でいろんな検討をしているということの一つにですね、先生方を募集するといいますか、集めるといいますか、その方法についても検討しているわけですが、現在ですね、いろんなことで非常勤の先生を配置してもらっておりますが、なかなかです

ね、配置が遅れるというようなこともあるというのが現状でございますので、そうそう簡単に集まるというふうにはとらえておりません。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 教育委員会としても学校の入学式までですね、1人の児童が増えるとクラス編制も本当に楽になるなど、本当1人、2人にですね、期待をかけるようなことが今日までずっと続いてきたことも事実なんですね。教育委員会のご苦労よくわかりますが、今度は国がそういう形で基準を設ければですね、それだけの職員配置をしなきゃいけませんし、それからやはり太宰府市の中でも、先ほど言いましたように22名から37名という状況の中で、当然小学校でも教諭の採用が見込まれると。国としては4万人近くを採用しようという方向が出されておりますが、やはり太宰府市の子供たち、ゆとりある教育ですね、以前私たちが受けた教育とはちょっと違っていて、新聞を見ますと体罰に対しても教諭が処分を受けるというか、今の教育というか、相手の人権を尊重するというか、生徒指導についても大変教育委員会の指導関係が厳しくなっておりますし、やはり行き届いた部分、それから不登校になった場合についてどう対応するのか、それからどのように子供たちが授業についてきてくれているのかどうか、これはやはり少人数学級、特に30人学級のほうがよりよく充実した教育内容になると思うんですが、太宰府市の中では現実には22人から37人というような状況ですし、ぜひ実施がされればですね、教諭の確保に最大限教育委員会として努めていただきたいと。

それから、2年後に中学校も35人学級になったときは、教育委員会としての一番大きな悩みはですね、やはり専門教科ですから、どう教諭を確保するかが教育委員会の役割になると思うんですね。今も中学校、はっきり言って科目の先生がいなくて、非常勤の先生をお願いしたり、講師の先生で対応している状況がありますよね。生徒数が増えるということになると、やはり教諭をどう確保するかというのが教育委員会の責任じゃないかと思うんですね。1人で1年生から3年生まで担任をしなければならぬような状況になるということは、教諭の負担も大きくなるわけですが、やはり教諭をどう確保するかという内容についてですけどね、以前も少人数学級をするのに大変優秀な先生が退職し、今もう再任用制度は教育委員会もとっておくと思うんですが、そういう再任用も有効活用し、専門の教科の先生を確保するという方向性は持っているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと説明をさせていただきますと、教員の数はですね、学級数に対する、掛け、何倍とか、プラス何人というところで大体教員の数が決まります。今、40人である数があったけど、これが35人になりますと学級数が多分増えますので、その枠内については一応県費採用というわけですので、基本的には県教育事務所が採用をしてそれぞれの市町村に配置するということになります。それ以上にですね、市のほうで緩和したいということで、先ほど申しましたようにもう1学年延ばそうとすると、この部分は市が探して採用しなくちゃならないということになりますので、基本的に1学級の定数が減りまして学級数増になった分につい

ては、県のほうで採用するということになります。ただ、そういうわけですので、県のほうが先に持っていき過ぎてしまいますので、市のほうに来る分が後回しになりまして、なかなか採用がしにくいということがございます。今から先、もう少しまた市長部局とも話をしますが、そういうことで、市としてもそういう採用の必要性が生じてまいりますときには、特に教員養成学部を持っているような大学ともいろいろ相談しながら、その確保に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それからですね、各学校に特別支援という形で配置されてますが、この教諭の部分の教務はどういう状況になっておりますか。特別支援という形で各学校たくさんの部分があるんですが、特別支援教諭の学校業務というのはどういう状況で勤務をさせておりますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） この特別支援学級もですね、一応目安、子供の数に対する学級の数という一つの目安がございまして、ある程度数が多くなると学級を2つとかして教員を配置していただいているところです。内容的にはですね、子供さんたちを特別支援学級で、普通の1年生、2年生、3年生がっておりますような時間割りで、指導内容がですね、子供の障害の様子が違いますので、その障害の様子の実態に応じまして指導しているというのが現状でございます。また、子供さん、教科によりましては、いわゆる親学級といいますかね、もともとおります学級で集団の中で、40人近いところで授業を受けたり、またはこちらのほうで個別に授業を受けたりというような形で、各教科の指導に当たっております。ですから、学級事務としては、特別支援学級の学級事務をいたします。学校の事務としては、特に特別支援学級にかかわる事務内容を担当しているという事例が多いようでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 以前から私も教育関係の業務についても総務委員しておりましたから、以前は就学指導委員会というのがありましたけど、今、お父さん、お母さんたちが普通学校にやりたいと言った場合ですね、当然受け入れざるを得ないと。そうすると、少なくとも小学校関係、どこの小学校、いろいろありますが、まず支援をするところについて、全体的に小学校を見るとですね、たった1名しかいない学校もあります。中学校についても1名しかいないところもあるんじゃないかなかったですかね。こういう場合も支援という形で1人の先生を配置するのか、兼務させるのか、この辺はどうなってますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど言われましたように、就学指導委員会で判定をいただいて、保護者と協議をいたしまして、特別支援学級のそこで教育を望むというような子供さんが何人か集まりますと、それに伴いまして県のほうに特別支援学級設置をお願いしております。そのとき

に、そのときの経済状況にもよるかもしれませんが、1人でもですね、設置を認可される場合もあれば、1人だったらちょっと他のところと一緒にやらんかというような状況があるのも現実でございます。いずれにしましても、県が1人でも学級として認定したら、それに伴いまして1人の教諭の配置がございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 現在7つの小学校と4つの中学校があるんですが、特別支援を全学校がこの数字で見ると設置されているのか、それともある一定送り迎えをしてですね、ほかの学校で特別支援を受けているのか、この辺はどうですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 現在ですね、小・中学校、全学級とも特別支援学級を設置しております。ただ、特別支援学級もですね、知的なクラスとか情緒クラスとか肢体不自由とか、障害の状況によって学級があるわけですけど、その辺がですね、うまく適応といいますか、学級の、先ほど言いましたように子供の数と学級設置というのがうまくいかないといいますかね、そういうふうなことが時に起こったりすることもあるのも現実でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それからですね、最後の質問なんですが、10年間にわたりまして市同研、県同教、いろんな形でやみ専従問題がありまして、10年近く裁判をして、6月1日に最高裁から全面私どもの訴えが認められました。そういう教諭が研究集会の中に専任として働くことは好ましくないという状況がありまして、その後同和加配の問題が見直されですね、同和推進教員という問題も見直しをされたんですが、現在太宰府の4校の中学校、そして小学校7校については、同和推進教員とか同和加配というのは、現在あるのか、ないのかですね。裁判で地裁、高裁でも判決の結果、やはり教諭としてですね、担任、副任をする、そういう常にですね、校務出張をすること、同和研修という名のもとに授業を持たないというのは、高裁段階でも論議になって、特に専従派遣は違法行為だという判決が出ましたが、太宰府市の4校の中学校と7校の小学校には同和加配教員とか同和推進教員が配置をされているのかどうか、その辺を報告いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 議員もご承知のことかと思いますが、いわゆる同和推進教員は、5年、もうちょっと前になりますかね、制度自体が廃止されまして、進路指導とか、それから非常に困っているような子供さんの指導とか、というようなことを中心に指導するように、そういう教員の配置をいただいております。この辺の役割につきましては、県のほうからですね、どういう役割を持つかということについては私どもも指導を受けておりまして、その指導に沿いながら進めておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私のほうも高裁でそういう問題が論議になって、当然教諭として選ばればですね、そういう同和研修とか運動団体のかわりの職員、そういう専断的なものは違法行為だというのが地裁、高裁で論議をされて、その結果が見直しをされた。そしてその結果、県教委からの通達が出て、当然人権啓発は必要ですが、太宰府市の4校と7校には同和加配だとか同和推進教員は現在配置をされてないというふうに受けとめていいですね。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） その役割を持つということでの教員の加配はあっておりません。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 来年度から少人数学級が法律的に30年ぶりに35人学級になる。現実には、22名とか30名とかもあります、教育委員会としても小学校の来年度から実施、2年後の中学校のやはり35人学級についても、教諭の配置確保も大変だと思うんですが、やはり太宰府市の行き届いた教育行政を行うために教育委員会、教育長、教育部局はですね、県教委とも常に協議をいただいて、やはり非常勤講師の先生をお願いするとか、講師をお願いするとかないような充実した教育行政を行うように教育委員会としても取り組んでいただくことを要求いたしまして私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております2項目について質問いたします。

1項目め、浸水対策について質問します。

2003年7月19日から20日にかけて、九州各地で局地的な集中豪雨が発生し、2009年7月24日から26日と、自然災害はいつ来るかわかりません。浸水被害とともに河川被害、がけ崩れ、道路被害がありました。災害があるたび、河川のはんらん、がけ崩れに危険がないとは言えません。安全にはまだまだ不十分ですが、できるところから改修工事、補強整備をしていただいたことに対して、行政担当の方に感謝申し上げます。

1点目は、道路被害について、危険水位を超したときの改善、対策が今後どのように行われるのかお伺いいたします。

2点目は、下水道は生活排水だけではなく、道路などに降った雨を集めて用水路や川に流れます。2010年7月12日から14日まで大雨が降りましたが、このときの用水路のはんらんや冠水した道路の数と冠水注意の表示板の数について現状と、さらに浸水被害が軽減されるための今後の対策についてお聞かせください。

2項目めは、公共施設の利用について質問いたします。

市民のスポーツ施設として市民の身近に利用されている施設利用料金について質問させてい

たきます。

市内の小・中学校及び体育センターを利用する場合の施設使用料が使用料金と照明料に分けられ徴収するようになっております。そこで、次の点について質問いたします。

1点目は、使用料金を照明料と施設使用料と別々に徴収するのではなく、施設使用料の中に照明料を含んでの使用料金にできないのか。

2点目、市外者の照明料金が2倍になっている理由について。

3点目は、市内の小・中学校が使用する場合、現在区分免除であります。小・中学生が利用する社会教育スポーツ団体であり学校教育の一環として実施しているクラブ活動と同じ扱いにすることについて、できないのか。また、財政負担軽減の配慮をして免除にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、いきいき情報センターのトレーニングルームの利用についてお尋ねします。

自分に合った、マイペースでいつでも利用でき、生活習慣病の予防、運動不足の解消、ストレス解消、筋力アップ等さまざまな目的達成のために数多くの方が利用されている現状であります。市内、市外からと利用者は右上がりで、評判もよく、利用の目的に達していることは素晴らしいことと思いますが、利用する方から時間待ちですぐに利用できない状況があると利用者から聞いております。トレーニングルームの1日の利用数と時間待ちがあった場合、市民を優先することができないのかお伺いいたします。

以上、2項目について、項目ごとに積極的で実効性のある答弁をお願いします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 1項目めの下水道や川の容量を超えて浸水している道路冠水危険箇所現状についてお答えいたします。

道路が冠水しました被害報告は、本年7月13日から15日にかけての集中豪雨時には34件の被害報告を受けており、冠水箇所につきましても把握をいたしております。

こういう状況でございますので、集中豪雨時の道路の冠水箇所につきましては、道路冠水状況を把握し、今後の雨水対策の参考にするために建設産業課2班と上下水道部施設課2班で大雨時に巡回を実施いたしております。

また、国道3号線下には地下道が9カ所存在してございまして、この地下道すべてにおきまして冠水時注意の看板を設置しております。

また、水城及び国分地区におきましては、国道3号下に7カ所の地下道が存在しており、そのうち6カ所は水中ポンプにより排水をしております。警報装置として異常水位を知らせるパトランプを設置しており、大雨時には地下道が冠水していないか、職員により地下道を巡回しております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 2項目めの浸水被害の今後の対策について、下水道事業で実施しております雨水幹線等整備事業をもとにご回答申し上げます。

まず、高雄地区につきましては、これまでご説明しておりますように、抜本的対策としては、高尾川の改修を待たなければなりません、それまでの間の浸水対策について、筑紫野市と実務者協議を現在進めている段階でありまして、今後適宜にご報告していくことになるかと考えております。

その他の地域につきましては、下水道事業の整備実施計画に基づき、平成27年度をめどに雨水幹線及び雨水管等のバイパス工事を順次実施していくこととしております。

現計画では、五条、向佐野及び通古賀貝出地域を本年度内に完成させます。馬場奥園及び秋山地域については、本年度に実施設計を行い、来年度から工事に着手し、平成27年度までに整備することとしています。芝原雨水幹線整備の五条西地域は来年度実施設計を行い、平成24、25年度の2カ年で国分陣ノ尾雨水幹線上流域、国分台地域につきましては道路の拡幅に合わせて実施することとしております。それぞれに課題もございまして、計画に沿って事業が進められるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今、答弁がありましたけれども、私、今回6月28日の星ヶ丘交差点の冠水した道路についてと五条の富田耳鼻科と安武ビルの方に道路について、冠水についてちょっと2点、その点について質問させていただきたいと思っております。

1点目の星ヶ丘交差点の冠水が6月28日にあったかと思っております。そのときの冠水の原因とは何だったのか説明をしていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） ただいまの星ヶ丘交差点の冠水の原因ということで、6月28日の午後1時から午後5時にかけて約75mmほどの豪雨がございました。この交差点から下流に排水する管に不法に投棄されたごみと、その配水管に隣接します農地ですね、農地の草刈りの草等が詰まりまして道路にあふれて2時間ほどですね、通行止めをしたというふうな状況でございました。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そこに今、農地の草取りで原因があったと、後、管のごみということですけど、その調整池の管理は、その上に調整池があるかと思っておりますけども、その管理はどこがされているのでしょうか。調整池の管理の。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） この周辺には日本経済大学のグラウンドの下に1つ調整池がございます。ただいま説明いたしました調整池に見えとりますが、これは物理的には調整池ではござい

いまして、先ほど言いましたような農地という部分で、その上流の団地から側溝で流れてきまして、この農地に入って、その農地から下流の水路に流れるというふうな水の流れという形でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） それではですね、今、農地ということなんですけども、その農地の樹木とか、そういうようなことが原因ということですけども、その管理指導は結局市のほうにあるんでしょうか。その農地の樹木があったということで。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） この農地の管理につきましては、土地所有者の責任において管理ですね、していただきたいというのが1つと、その農地から下流の水路といいますか、たまたすがあって水路がありますから、この水路につきましては公共、太宰府市が管理をしていくという役割になろうかと思えます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） よくわかりました。

それから次に、五条の富田耳鼻科と安武ビルの間に冠水が、執行部の話では13日から15日ということになってましたけど、私の調べでは12日から14日ということでお聞きしているんですけども、その間に、その道路はいつも大雨が降るたびに冠水する道路でございますけれども、それにおきましては、平成15年の6月定例会の一般質問で田川議員が質問されましたけれども、執行部の答弁では、対策として五条台雨水調整池、鉾ノ浦調整池より上流側の雨水がスムーズに流れるように下流側の水路改修、バイパス管設置、平成15年に基本計画が行われたということで議事録のほうに書いてありましたけれども、7年前からもうそういうふうな改修計画があつて行われたのにもかかわらず、今でも今回の7月の大雨のときにも冠水しているということは、どういうふうな意味をしているのか、ちょっと言っていただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 平成15年度の田川議員の質問に当時の上下水道部長が答えております。

1つは、五条雨水幹線整備、先ほど平成21年度で一通り終わりますと答えました。これは、観世大橋から下流のほうからずっと整備してきておりまして、平成21年度は西鉄ストアの裏の西鉄の軌道敷を横断するところの水深で改良工事を行っております。大体五条の雨水幹線の排水エリアが14.8haございます。通常の今、太宰府市におきましては10年確率、10年に1回大雨が降る、その10年確率に合わせて国のほうに補助申請あるいは認可をとっているんですが、63.5mm、1時間雨量63.5mmにたえ得る、今、工事をずっと進めております。それ以上の例えば100mm、120mm降った場合は、一時的な冠水はこれはもう防げません。今年郡山市だったと思

ますが、20mmか30mmでたしか冠水したとニュースであっておりました。今、太宰府市におきましては、5年確率から10年確率のほうに変更して整備を進めておりますけど、五条の今回の冠水の分の一番の原因は、秋山地域、馬場、奥園地域、この排水地域の分が、今、郵便局の裏から五条小橋のほうに流れるんですけど、これが銚ノ浦公園の近くの西鉄の軌道敷を横断してます、その断面が小さ過ぎまして、ここであふれまして、西鉄の線路沿いにずっと流れてきて、五条駅あるいは西鉄ストアのほうまで行っております。それで、先ほど申しあげました本年度実施設計を行い、来年度から奥園、秋山地域の工事に着手します。逆に言いましたら上流側、奥園、秋山地域の工事が整備を終わりましたら、今、議員ご質問の五条地域も解消するものと確信しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） それで、解消するということが、今はわからないわけですね。この道路につきましては、毎年、毎年というよりももう最近大雨というのはもう盛んにあっております。それで、ここは一方通行になっているかと思えます。通学路、通勤の道路でもございまして、そういったところに市民の方にわかりやすく冠水注意という看板ができないかお伺いしたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 太宰府市におきましては、先ほども申しましたように、国道3号下に冠水注意というような看板の設置をしております。当該質問の箇所につきましては、設置の方法とか設置する場所等、現地再度調査し、検討したいと思えます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 前向きな意見ありがとうございます。

ぜひ調査をしていただきまして、冠水道路に車が入った場合とか人が入った場合、人が入ってことはないと思えますけども、どういうふうな雨が降るかわかりませんし、その道路の用水路のことでございますけれども、その用水路の中には側溝と用水路が2つ一緒になっているわけですね。そして、ぽっぽ薬局というところの入り口のところまで歩道があるわけです。それから、銚ノ浦のところまでは、もう路側帯で白線が引いてあるだけで、白の用水路の横には鉄の柵があるだけで、ガードレールじゃないけども、丸パイプがあるだけで、そこを歩くお年寄りとか子供さん、先ほども言いましたように、通学路でもございまして、人が歩くのになぜそのぽっぽ薬局の前まで歩道があって、それ以降が路側帯であるのかというところを私は疑問に思っているわけです。そして、あそこを私よく通りますけれども、鹿子生整形外科、それと小栗こどもクリニックがございまして、人通りもやはり多いと思えますので、その部分に暗渠というんですかね、暗渠化をしていただいて、その部分にごみとかも落ちないようになりますので、ふたをすることについてはどういうふうにか考えられているかお答えください。

い。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） ご質問の水路の横に側溝がありまして、その側溝は農業用水路として現在使用されているように現地のほうで確認をさせていただきました。水路のわきの側溝にふたをかぶせて歩道というようなご提言をいただいておりますが、水路断面を侵すという部分もございますし、その辺現地を再度調査し、歩道の設置が可能かどうかですね、調査をさせていただきますればというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そしたら、その側溝の部分は農業用の水路ということで理解しとってよろしいんですね。今、実際に農業用の水路として使用されているんですか、その側溝は。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 側溝の上流に井堰があるのは確認しております。今年使用されたかどうかまでは、ちょっと私も確認、そこまではしておりませんので、それらの関係の確認、調査を再度させていただきますればというふうに思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 調査のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、大雨が降るたびにですね、冠水する道路については、皆様にその危険をですね、教えるということで、やはりそういうふうな箇所についてはですね、先ほども言いましたように冠水注意という表示板を、もういつも起こる場所というのは、もうわかっていると思いますので、ぜひそういうふうな表示、標識の設置を要望して、この分につきましては終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2件目ですか、次は。

○1番（原田久美子議員） はい。

○議長（不老光幸議員） 2件目をお願いします。

教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1点目の使用料金を照明料と施設使用料とに分けて徴収している理由についてでございますが、利用者の方に応分の負担をしていただくということから、夜間など照明を利用されるときには施設使用料とは別に照明料をいただいておりますが、施設によりましては使用料に照明料を含んで徴収しているところもございますので、ただいまのご質問につきましては今後検討したいというふうに考えております。

次に、2点目の市内者と市外者の照明料が2倍になっている理由についてでございますが、公共施設の整備につきましては、市民の税金を一定使用いたしておりますことから、市内者の施設使用につきましては、市外者の2分の1とし、スポーツ振興や健康増進のためにも数多く

利用していただけるよう、夜間照明も含めて料金設定をいたしております。1点目の質問と関連いたしますので、あわせて検討してまいります。

次に、小・中学生の使用料を免除できないかについてでございますが、小・中学生の料金については、現在一般利用の5分の1としております。また、学校教育以外の使用につきましては、社会体育もしくは社会教育などでの使用となりますので、受益者負担の考えからも全額免除は難しいというふうに考えております。

次に、3点目のいきいき情報センターのトレーニングルームの利用についてでございますが、本年8月末現在の会員登録者数は1万2,596人で、性別では男性5,028人、女性7,568人となっており、利用者数も平成20年度で2万1,560人、平成21年度で2万4,546人と、年々増加いたしております。お尋ねの1日の利用者数は、平均71名程度となっております。

また、専門の指導員を配置し、利用者への実技指導や要望に応じた指導、助言を行っているところでございます。市内者を優先利用させることができないかとお尋ねでございますが、市内外者の区別が困難であることや、市外者からも料金を徴収しておりますので、利用そのものの市内者優先は難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 1点目の分なんですけれども、私も一応近隣市を調べたところですね、照明料と施設料というのがもう一緒になっているんですよ、ほとんどの、近隣市を調べていただけると思いますけれども。それを本市においても体育館の片面と全面との照明料を今は徴収されているわけですね。もう利用者が片面でいいと。全面はいいんですけれども、片面の場合は全面の半分ですよ、金額がね。だから、そういうことで、体育館の内容なんですけれども、今現在ですね、体育館の照明がA面とB面に分けたとしたら、その照明の配線がきちんとA面とB面で配線がきれいになっているようになっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。A面とB面の配線がきちんと、片面使うっていったら片面だけの線を切ることができるかどうか説明をしてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 体育センターで申し上げますと、片面と全面と料金はそんなふうなとり方をしておりますので、スイッチを入れればそういうことにはできると思いますけれども、ほかの施設へのちょっと配線まではですね、ちょっとわかりません。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 私の記憶にある限りは、もう、1つつければ全部つくようになっている施設もあるということをお頭にに入れておいていただきたいと思っております。ぜひそういうふういきいき情報センターのほうでお金をA面とB面で片面使う場合には半額、そして2倍取ってあると思うんですけれども、やっぱり事務簡素化というんですかね、それで事務簡素化を考えた上におきましては、もう一本化にしたほうがいいんじゃないかと。よその近隣都市も参考にし

ていただいて、今後照明料というのを別々に取るんじゃなくて一本化にしてほしいなということで検討していただきたいと思います。

次に、2番目の件につきましてなんですけども、市外の方が2倍取られているということなんですけれども、北谷運動公園の照明料でちょっと例に出していかしてもらいますけど、1時間市内の方が使った場合は3,000円なんです、そして市外の方が使った場合は照明料は6,000円になるんですね。それで、ここの部分につきましては、グラウンドを使う場合は1,000円と、それと市外者は2,000円、もうここで施設料をもう2倍取ってあるわけなんですよね。それで、なおかつ照明料も2倍取るということについて、私は意味がわからないので、今日今回こういうふうな質問になったわけなんですけれども。それと、一般にグラウンドを使う場合、照明がついているグラウンドを使う場合、中学校のグラウンドしか照明はないと思います。そして、その中学校の照明料は、施設料は500円なんです。照明料はその倍の1,000円なんです。でも、この北谷運動公園は、市内は2,000円で、市外者は4,000円なんですね、照明料が。だから、こんな同じ、同市の公共施設の間で料金の違いについて、そしてまた高いんではないかと。本当に使用する場合に、北谷公園を夜しか使えない場合は、本当に施設利用者の方から苦情か何かあっているかどうかちょっと知りませんが、私自身は高いのではないかと思っていますので、その点についてちょっと意見があれば言っていただきたいと思っています。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） お金をです、幾ら取ったらいいかというのは、これという基準はないんじゃないかなと思います。それで、その当時に確かに私ども教育委員会がこれほどお願いしたいということで提案をいたしまして、議員の皆様方からもご了解をいただいて料金になったんじゃないかなと思います。確かにです、十分に理解し、納得し、結果が得られるということが一番いい行動タイプかもしれませんが、やはり多くの方々がそれでよかろうということであれば、それでよかったんやないかなと私自身は思っております。

そういう中でございますのでね、こんなふうにしたらどうかというようなご意見をいただきますと教育委員会としても検討されますけど、これが高いか低いかわれまして、多分電気代はもっとかかっているんじゃないかなと思いますので、全部くれるのかという話にもなったりするんじゃないかというふうに思いますので、よろしかったらそういう面でご理解いただいて提言いただければ大変ありがたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 教育長の意見は重々わかりました。そういうな気持ちで今度からまた意見として言わせていただこうと思っています。

それと、3点目の学校教育の一環として実施しているクラブ活動は、学校が使う場合は無料なんですね。だから、社会スポーツ活動も一緒に考えていただいたらということを行いましたけれども、部長のほうからは今のところは免除はもう考えていないということでございますの

で、今後検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学校教育と社会教育というような考え方をされるとですね、施設利用についてはですね、性格が全然違いますのでね、それはなかなか検討は難しゅうございます。というのは、小・中学校の学校というのは、義務ですからね。だから太宰府市内の子供さんたち、どっかで何らかの形でするんですよ。例えば、社会教育の例えばソフトボールならソフトボールは、ソフトボール同好会の子供さんしか使わないんですよ。だから、そういう性格が全然違いますので、どうかそういう点で検討してくれというのはなかなか難しいということだけを述べさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私もこれだけは言っておきたいと思っておりますけれども、太宰府市ですね、子供たちが、今から、私たち、太宰府市を背負ってってもらいたいわけですよ。学校教育でできない部分を社会教育が補っている部分もあるかと思っております。だから、そういうふうなことで、また今から太宰府市にですね、たくさんのオリンピック選手とか、そういう方が子供たちがどんどん増えるようになっていったらいいなと思っておりますので、ぜひ、今はもう5分の1を、本当にただみたいな安い料金でされているということはもう重々わかってますけれども、ほかの近隣市も見ただいて、子供たちが使う学校施設の利用率については無料のところもございますので、そのところもちょっと参考までに調べて調査していただきまして、この分につきましては終わりたいと思っております。

次に、いきいき情報センターのトレーニングルームの施設の件でございます。

この施設はですね、結構ほかのスポーツジムを見ましても安うございます。それで、市外者、市内者の方が利用されているということは、先ほど部長の人数でもわかりましたけれども、これに、多くて順番待ちをして待っている利用者がおられるということは、私のほうで質問で言いましたけれども、そういうふうに順番待ちがですね、ある場合において、市内者の方の気持ちは、やはり市の税金で設置した施設だから、当然市民が優先じゃないかというその気持ちはあってそういう言葉が出ていると思うんですよ。それで、市民優先をしてほしいという声があることに對し、市民が待たなければならない、そのところを理解するための言葉をお願ひしたいと思っておりますけれど。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） トレーニングルームで順番待ちというぐらいにたくさん来ていただければ本当にありがたいことだと思います。確かに議員さんおっしゃいますように、待つてある場合もあるかと思いますが、押しなべてみますと、機種もかなり種類ございますので、そのあたり、待つてあってもちょっと待つてもらおうと、二、三人待つてもらおうという機種もあるかもわかりません。それにつきましては、インストラクターが中にちゃんとおりますので、ほかの機種ないいろいろな講座、指導もするというようなことでの対応もさせていただくようにして

ますので、そのあたりにつきましてはですね、ちょっと市内の方を優先というのは非常にその区別も難しゅうございますので、そのあたりのご理解はいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 先ほど照明料について質問したときに、部長のほうから市の税金を使用しているためにここはもう2倍取らなきゃいけないということで言われました。今回こちらのほうは、市外、市内の料金の設定はございません。それについて、利用料金に差を設けることについてどう思われますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 利用料金というのは、当然応分の負担がございますけども、先ほど申し上げましたように、市の税金というようなことも当然ございます。多くの施設はそんなふうになっておりますが、施設自体が、いきいき情報センターも市内、市外の区別はございません。先ほど申しましたように、体育施設では区別しているところもあればないというところも確かにございますけども、公共施設としていきいき情報センターとかですね、そういった分についても区別はしてないという、施設それぞれによって違うところは確かにございますけども、そういったことで、応分の負担をしていただきたいなど。市の税金のというようなことも確かにあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） しつこく言うようですけども、結局その施設がですね、経費を利用料金だけで賄っていればそれでいいんですけども、やはり税金も使って賄っているということになると、やはり市内者の方は自分の出している税金で使ってあるんだから、私たちが先に優先していいんじゃないかって。だから、そこに市外者の市内者の少しでも差があれば、市外者もこの部分につきましては市内者と市外者の区別をします、市外者の説明もできます、市内者にもきちんと取ってますと、市外者から、だから順番待ちしてくださいということはあると思うんですけども。そういうふうなことがあっておりますので、十分に今私が言ったことにつきまして、もう一度考えていただいて、施設の利用に関して、市民が利用しやすい施設になりますよう心からお願いして、前向きなご検討をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 受け付けられた順番がありますのでね、それでちょっと待ちましょうかというようなふうには私、教育担当の者は頑張らにやいかんなどということを感じましたので、どうかその辺でいかがでございますかねと思っておるところでございます。また内部でも検討させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、9月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時37分

~~~~~ ○ ~~~~~